

(3) 地域包括ケアシステムの構築・充実



【施策の展開方向】

- 全国より高齢化が早く進んでいる本県では、高齢者がいくつになっても一人一人の健康の状況や生活の実態に応じて、医療・介護などの切れ目のない支援が受けられ、できる限り住み慣れた地域で人生の最期まで安心して暮らしていくことができる体制として「地域包括ケアシステム」を早期に構築する必要があり、国よりも早い令和5(2023)年までに県内全域で構築することを目指しています。
市町が実施した自己評価の結果、令和元(2019)年度において「概ね構築」と評価された日常生活圏域数は、県内124圏域中105圏域(84.7%)であり、「概ね構築」に至っていない日常生活圏域については、一日も早い構築に取り組む必要があります。一方、「概ね構築」と評価された日常生活圏域については、地域包括ケアシステムの充実を図っていく必要があります。
- 高齢者の介護予防・自立支援に資するケアマネジメント支援等の充実を目指す「地域ケア会議[※]」は、地域包括ケアシステムの構築・充実に向けて大変重要な役割を担っていますが、多くの市町で地域ケア会議の機能が課題解決までにいたっていない状況にあります。県内全域で地域ケア会議での個別事例の検討から、地域課題を抽出し、施策につなげていくという一連の流れを確立できるよう、質を高める支援を行っていく必要があります。
- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に、一体的で切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するために、地域の実情を把握・分析したうえで、住民や地域の医療・介護関係者と地域の目指すべき姿を共有し、医療機関と介護事業所等の関係者の連携・協働を推進することが求められています。
- 高齢化の進展や新薬の開発等による在宅での抗がん剤治療など、地域包括ケアシステムを担う薬剤師、薬局の役割も変化しており、薬剤師がより質の高い在宅医療を提供できるよう取り組むことが必要です。
- 介護予防を推進するためには、個々の高齢者の状況を踏まえ、運動、栄養、口腔、社会面の機能を向上させ、高齢者の自立支援、健康の維持向上を図るよう専門職の関与等を行っていくとともに、高齢者が可能な限り自立した日常生活を送り続けていける地域づくりの視点が必要とされています。
また、高齢者の年齢層や性別、健康状態、関心に応じて参加できる通いの場は、住民主体を基本としつつ、専門職の関与も得ながら、多様な関係者や地域支援事業の他の事業等と連携し、充実を図ることが必要とされています。

※地域ケア会議：高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。市町または地域包括支援センターが主催し、医療、介護等地域の関係者で構成される会議体であり、個別ケースの支援の検討を通し、地域支援ネットワークの構築や、自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握などを行う。個別ケースの積み重ねにより明確になった地域課題について、解決に必要な資源開発や地域づくり、政策形成につなげていく。

そのため、市町における高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施などを介護予防・フレイル対策として位置づけ取り組んでいきます。

- 日常生活の支援を必要とする高齢者の増加が予想されることから、地域住民やボランティア、NPO 団体、民間企業等の様々な主体による、生活支援サービスの提供体制の整備が求められています。

市町においては、生活支援コーディネーター^{*}の配置や協議体^{*}の設置を推進してきましたが、役割を担う人材不足等により、協議体の組織づくりに苦慮している自治体もあります。設置済みの自治体においても、支援ニーズと担い手のマッチングに苦慮しており、生活支援サービス提供体制の充実が求められています。

施策

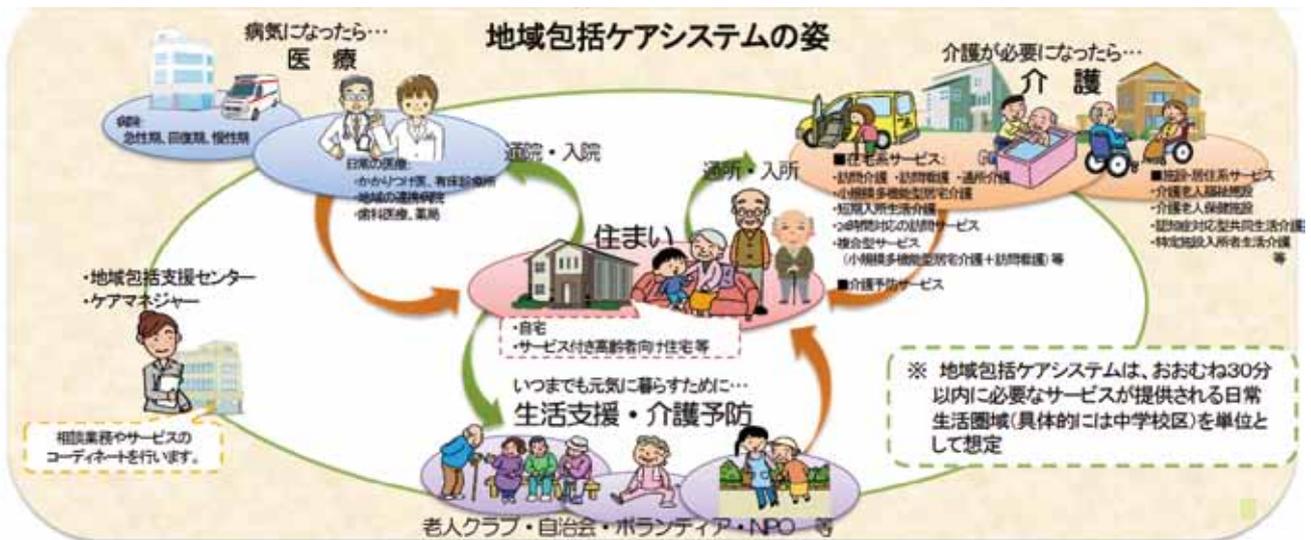
① 長崎県版評価基準を活用した地域包括ケアシステムの構築・充実

県が策定した「長崎県版地域包括ケアシステム構築評価基準」を活用して、各市町における地域包括ケアシステムの構築状況を継続的に把握しながら、市町の課題解決に向けた具体的な取組を支援していくことにより、地域包括ケアシステムの早期構築と充実を図ります。

「概ね構築」に至っていない日常生活圏域を抱える市町に対して課題分析支援や個別課題解決のための重点的な支援を実施することにより早期の構築を図ります。

評価結果に基づき市町が策定する「地域包括ケアシステム構築ロードマップ」の進捗を図るため、在宅医療・介護連携推進事業や生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業等において、先進的な取組や、他地域での課題解決のモデルになるような取組の情報共有を図るなど、積極的な支援を行っていきます。

数値目標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
地域包括ケアシステムの構築割合	84.7%(R1年度)	100%(R7年度)



^{*}生活支援コーディネーター:高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。
^{*}協議体:市町が主体となり、各地域(日常生活圏域)における生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等(NPO、民間企業、ボランティア、社会福祉法人など)が参画し、情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワークをいう。

② 地域ケア会議の推進

市町において、多職種が協働して個別事例の検討等を行い、地域課題を把握し、政策形成等に繋がる会議運営ができるよう、他地域での課題解決のモデルになる取組の情報共有を図るなどの支援を引き続き行います。

数値目標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
地域ケア会議の機能が課題解決機能までにいたっている市町数	15市町(R1年度)	21市町(R7年度)

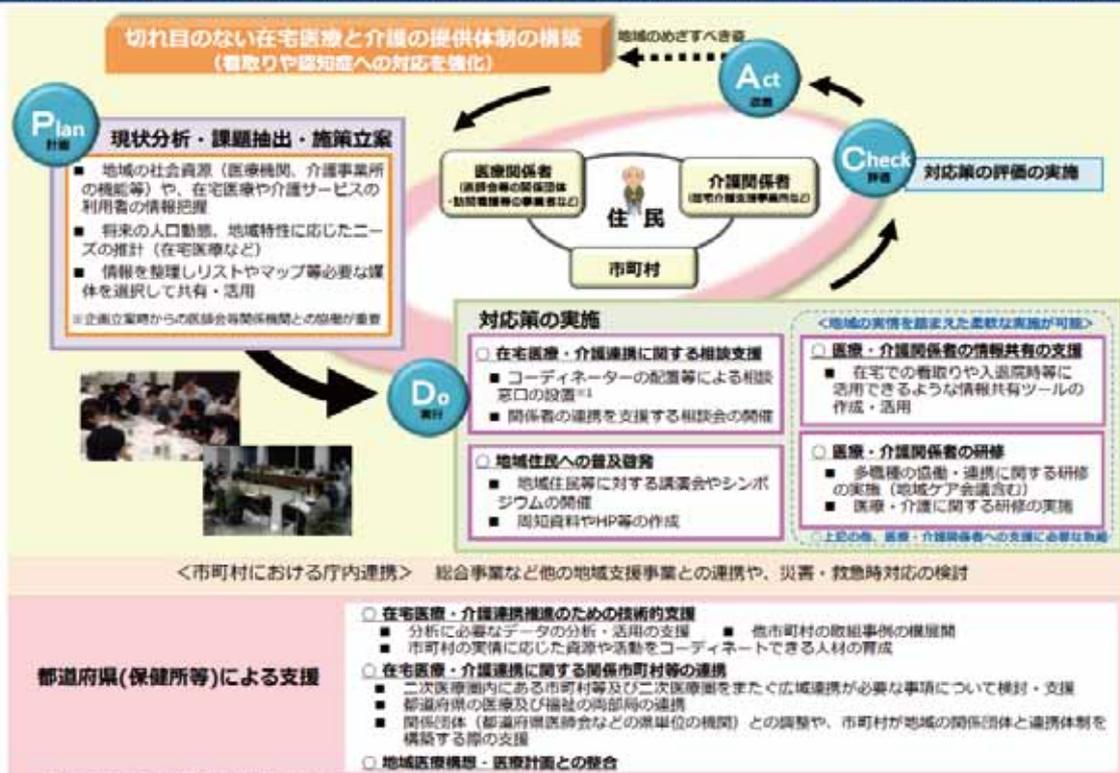
③ 在宅医療・介護連携の推進

平成27(2015)年度から、市町が行う地域支援事業として在宅医療・介護連携の推進が位置づけられ、事業全体の目的を明確化しつつ、PDCAサイクル*に沿った取組を実施することや、地域の実情に応じてより柔軟な運用を可能にする観点から、在宅医療・介護連携推進事業の8つの事業項目が示されました。地域の医療・介護の資源の把握などの8つの事業項目を踏まえつつ市町が地域のあるべき姿を意識しながら、主体的に課題解決が図られるよう、保健所が中心となって支援を行います。

また、医療や介護の関係機関等と連携して、住み慣れた地域で患者が質の高い在宅医療を受けられるよう多職種との連携やフィジカルアセスメント*にも対応可能な薬剤師の育成を行うとともに患者に適した薬局を選択できるよう、地域連携薬局などの認定を行っていきます。

数値目標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
地域包括ケアシステムの構築割合	84.7%(R1年度)	100%(R7年度)
地域連携薬局数	—(H30年度)	124薬局(R7年度)

地域包括ケアシステムの実現に向けた第8期介護保険事業計画期間からの在宅医療・介護連携推進事業の在り方



* PDCAサイクル:計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法。
* フィジカルアセスメント:脈拍・血圧・呼吸・体温などから患者さんの全身状態を評価するもの。薬剤師は、薬物の適正使用および副作用出現の有無を確認するために行う。



④ 介護予防の推進

高齢者の健康寿命延伸のため、市町や地域包括支援センター*の職員が、地域支援事業を効果的に展開できるよう、人材養成講座・現地支援等を実施することにより、市町が行う「介護予防・自立支援」の取組について支援します。

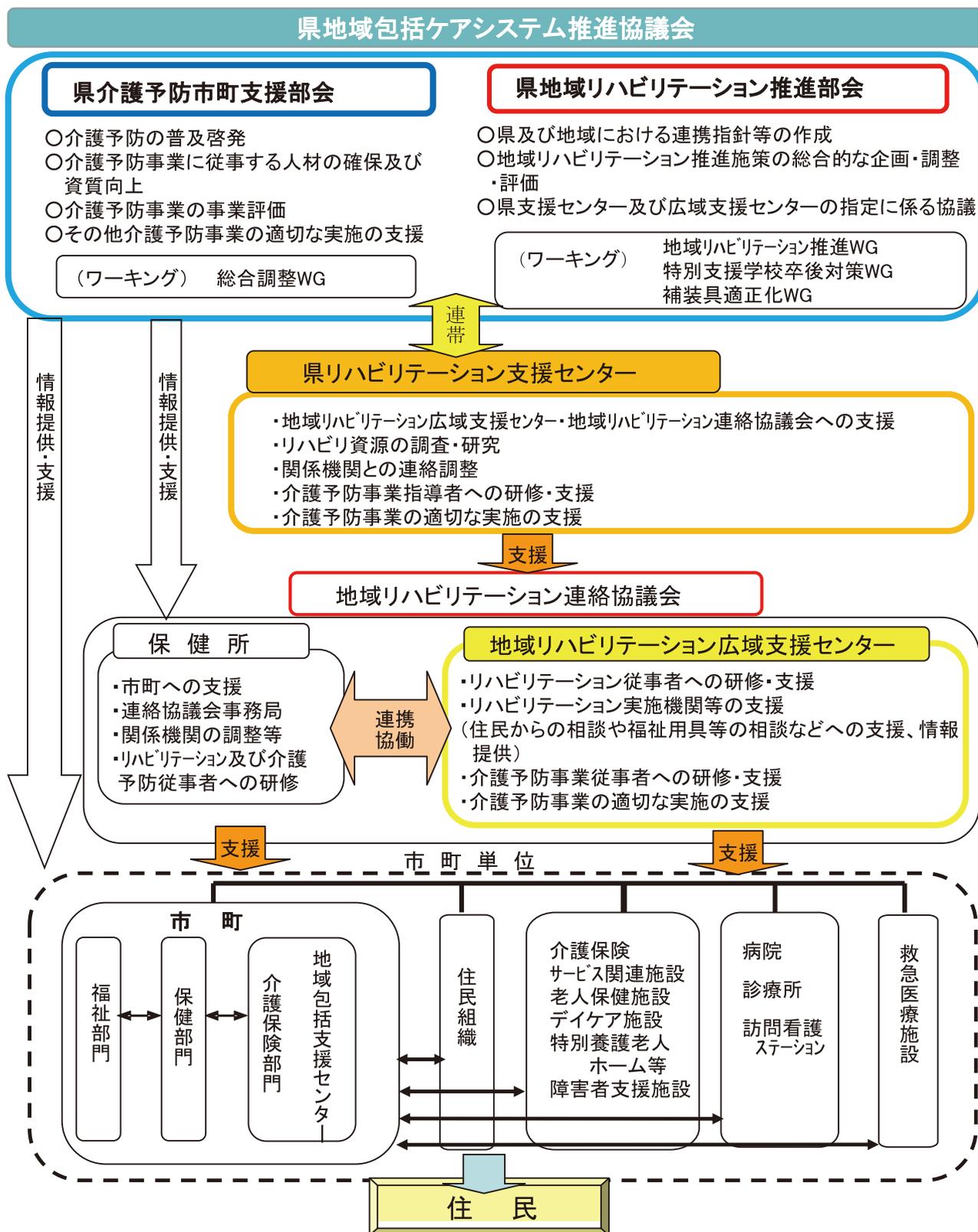


通いの場

数値目標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
通いの場の数	1,894箇所 (H30年度)	2,500箇所 (R7年度)

*地域包括支援センター:各市町に設置される地域住民の保健・福祉・医療に関する相談、権利擁護、介護予防マネジメントなどを行う高齢者総合機関。なお、市町が直営で運営しない場合は外部への委託も可能。

地域リハビリテーション・介護予防市町支援体制図



第3章

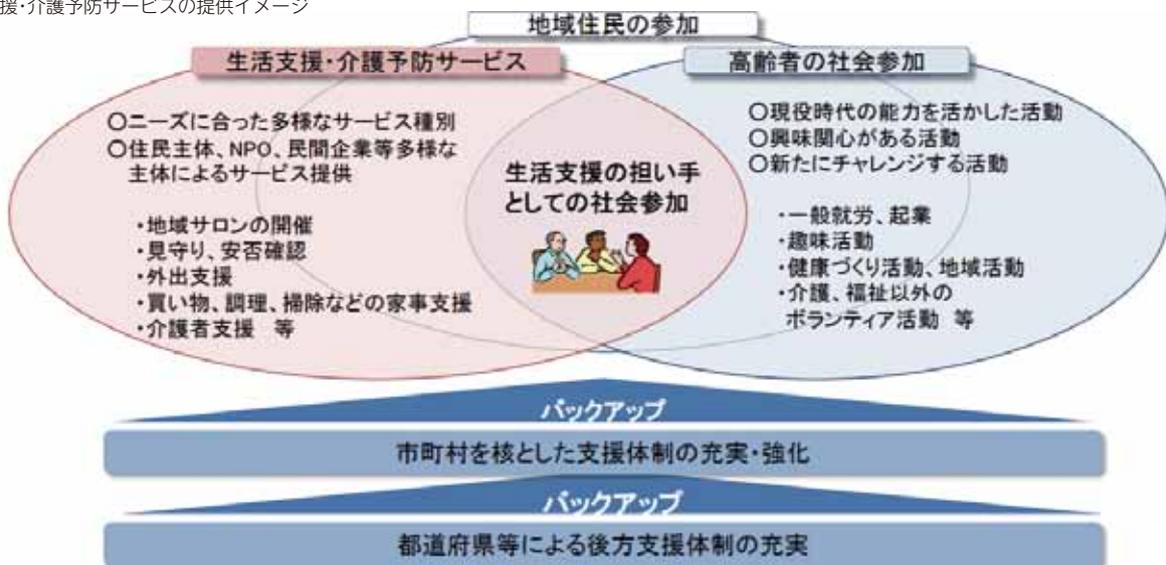
⑤ 生活支援サービスの充実

生活支援コーディネーターが、地域の課題を把握し、必要な助け合い活動の創出や、地域での活動を円滑に実施できるよう、研修会実施や他地域の好事例の紹介等により市町を支援します。

また、単身高齢者に対するゴミ出しや買い物支援、交通弱者に対する移送サービスの確保など、各地域の実情に応じた生活支援サービスが展開されるよう、日常生活の支援を行う有償ボランティア等の団体設立を促すために市町が実施する勉強会等に対して、有識者や実践者等のアドバイザーを派遣することにより、生活支援体制の構築を推進します。

数値目標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
有償ボランティア等の助け合い活動として生活支援を行う団体数等	70団体(R1年度)	330団体(R7年度)

生活支援・介護予防サービスの提供イメージ



(4) 認知症施策の推進



【施策の展開方向】

○ 認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になるなど、多くの人にとって身近なものとなっています。

さらなる高齢化の進展と認知症高齢者の増加が見込まれる中、令和元(2019)年に国において、認知症施策を一層強力に推進していくため、「共生」と「予防」を車の両輪とした「認知症施策推進大綱」が策定されました。

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても尊厳と希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」に資する取組を関係機関・団体及び地域住民とともに推進していくことが求められています。

施策

① 認知症施策の総合支援

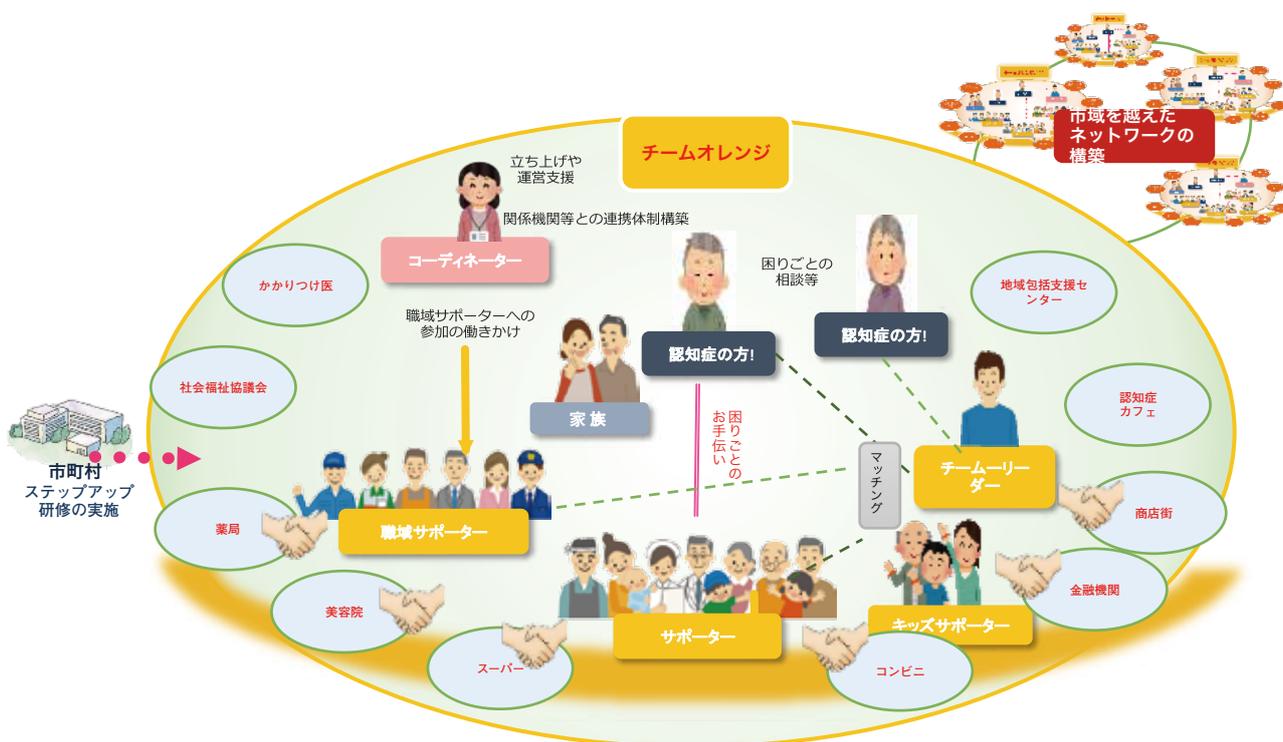
認知症の人を支える取組として、認知症サポーターの養成や認知症の人や家族の生活支援を行うチームオレンジ*の整備を進めるとともに、認知症の本人からの発信支援、普及・啓発イベント等を通じて認知症に対する理解促進を図ります。

高齢者の健康維持とともに、フレイル状態の早期発見、認知症予防や心身の状況に応じた切れ目ない支援ができるよう高齢者の多様なニーズに応じた取組の充実を図ります。

また、医療従事者や介護従事者の認知症対応力の更なる向上を進め、認知症疾患医療センター*を中核とした関係機関間の連携を推進します。

さらに、若年性認知症*の相談支援体制の充実を図り、市町における認知症初期集中支援チーム*や認知症地域支援推進員*の取組を支援します。

数値目標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
認知症サポーター、キャラバンメイト数(累計)	142,314人 (R1年度)	233,600人 (R7年度)
チームオレンジの整備	1市町(R1年度)	21市町(R7年度)



チームオレンジ

出典：令和元年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料

***チームオレンジ**：認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぎ、認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりの具体的活動。

***認知症疾患医療センター**：認知症に対する医療提供体制を構築するため、認知症の鑑別診断、専門医療相談、周辺症状等への急性期対応を行うとともに、地域の保健医療・介護関係者への研修等を行う機関として県が指定した医療機関。

***若年性認知症**：65歳未満で発症した認知症のこと。動き盛りの世代で発症するため、経済的な問題など、本人だけでなく、家族の生活への影響が大きくなりやすい。

***認知症初期集中支援チーム**：複数の専門家が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価を行った上で、家族支援等の初期の支援を行うチーム。

***認知症地域支援推進員**：市町村に配置され、地域の支援機関間の連携づくりや認知症ケアパス・認知症カフェ・社会参加活動などの地域支援体制づくり、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を実施する者。

(5) 介護・福祉サービス基盤整備等の推進



【施策の展開方向】

- 施設に入所した高齢者の生活を限りなく在宅での生活に近いものにし、それぞれの利用者の意思と自己決定を最大限尊重したケアの提供により、高齢者の尊厳の保持と自立支援を図るため、快適な生活環境及びプライバシーの確保に配慮した施設整備を推進することが求められています。
また、地域包括ケアシステムの構築に向け、施設には、地域のセーフティネットとしての役割が求められており、施設整備にあたっては、地域の実情などに応じた整備が求められています。
- 障害のある人が地域において自立した生活を営むためには、生活の場となる「グループホーム^{*}」の確保や身体介助、家事援助、外出支援などの訪問系サービスの充実が求められます。併せて、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた相談や緊急時の対応体制の確保、人材育成などの機能を備えた地域生活支援拠点の整備も必要とされています。
- 障害福祉サービスの計画相談支援の対象者について、原則としてすべての利用者へ拡大されたことに伴い、事業者数及び従事者数が増加したため、これら事業所へのバックアップを含めた相談支援体制を充実・強化する必要があります。
- 社会福祉法人、社会福祉施設・事業所については、適正な運営の確保とサービスの提供が求められることから、法令等に基づき厳正な指導監査^{**}を行う必要があります。



^{*}グループホーム：地域の住宅（アパート、一戸建など）で少人数の高齢者や障害者が家庭的な雰囲気のもと、共同で生活するところ。同居または近隣に居住する専任の世話人による食事の提供、相談その他の日常生活援助が行われる。

^{**}指導監査：社会福祉法、老人福祉法、介護保険法、児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）などに基づいて、都道府県等が社会福祉施設の設置者などや社会福祉事業を営む者・事業者・従業者等に対して、報告を徴収し、施設などに立ち入り、帳簿書類の調査をし、必要な指導及び助言を行うこと。

施策

① 介護サービス基盤の充実・支援

個室・ユニット型^{*}の施設整備を推進します。また、特別養護老人ホームの老朽化に伴う入居者の安全・安心の確保及び低所得高齢者等のニーズも踏まえ、多床室の整備についても補助を行い、生活環境の改善に努めます。

地域包括ケアシステムの構築のため、その地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスである地域密着型サービスの提供が円滑に進むよう、施設整備に対する助成など必要な支援に努めます。

数値目標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
特別養護老人ホームの県下全体の定員に占める 個室・ユニット型施設の定員の割合	40.1%(R1年度)	45.5%(R7年度)

② 障害福祉サービスにおけるグループホーム・訪問系サービス等の確保・充実

グループホームに対する社会福祉施設整備補助金の優先採択や各市町の自立支援協議会での検討協議による訪問系サービスの確保・充実に取り組んでいきます。

また、地域生活支援拠点についても、県や市町の障害福祉計画の中で、その整備及び運用状況の検証、検討を実施します。

③ 障害福祉サービスの相談支援体制の充実

相談支援専門員^{*}を対象とした専門コース別研修を開催し、その質の向上に努めます。

数値目標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
相談支援専門員専門コース別研修の修了者数	—(R1年度)	120人(R7年度)

④ 社会福祉施設等の運営の適正化

社会福祉法人、社会福祉施設・事業所に対し効果的な指導監査を行うため、毎年度、利用者の処遇に関する事項や不祥事につながりやすい事項について重点指導項目を設定するなど、メリハリのある指導監査の充実に努めます。

また、不適正な事例については、特別監査^{*}による事実確認から改善命令・改善勧告等の行政処分・行政指導まで迅速な事務処理を行い、早期解決を目指します。

^{*}個室・ユニット型：施設の個室を10人程度のグループに分け、それぞれを一つのユニット(生活単位)として、少人数で生活をともにしながら、ユニットごとに配置された担当職員がお世話をする形態。(自宅での生活に近い形でのお世話をしようとするもの)

^{*}相談支援専門員：障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画の作成を行う者。

^{*}特別監査：社会福祉法人や社会福祉施設等の運営等について法令等や基準の遵守を定期的に確認する検査が「一般監査」であるのに対して、度重なる一般監査による指導によっても改善がみられない場合や法人等の運営が不適正又は著しい不当があったことを疑うにたりる事実があった場合に随時実施する指導監査を「特別監査」という。

(6) 健康の保持増進と生活習慣病の予防



【施策の展開方向】

- 超高齢社会において、県民誰もがより長く元気に活躍できる健康づくりを進める必要があります。健康に対する無関心層を取り込み、県民全員が生涯を通じて元気にすごせるための健康寿命の延伸に向けた取組の推進が求められます。

健康寿命延伸を目指して、県民自らが主体的に「食」、「運動」等の生活習慣改善や健診受診などの健康づくりに取り組むことのできる環境を充実させることが必要です。
- 健康で生きがいのある人生を送ることは、県民全ての願いですが、偏った食生活、運動不足、過度の飲酒、喫煙、ストレス等の生活習慣が発症に関わっていると考えられる、がん、高血圧症、脂質異常症、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の増加が課題です。生活習慣病の発症及び重症化を予防し、生涯を健康で活力あるものにするためには、個人が生活習慣の改善（一次予防）と病気の早期発見・早期治療（二次予防）に取り組み、一方で適切な情報提供や保健指導の体制整備、社会参加の機会を増やすなど個人をとりまく環境の改善をしていくことが求められます。
- 高齢化の進展とともに生涯を通じた歯・口腔の健康保持は、食事や会話を楽しむなどの「生活の質」を高めるばかりでなく、歯科疾患予防や健全な口腔機能の維持により全身疾患へのリスクを減少させ健康寿命の延伸により健康で豊かな生活を送ることにつながるため、歯科疾患の予防、健全な口腔機能の維持・増進などの取組が重要となっています。

今後は、成人期の歯周病予防対策などのオーラルフレイル対策^{*}をはじめとした口腔機能の維持増進を推進する取組が必要です。
- 国民健康保険と後期高齢者広域連合の保健事業が接続されていないことや保健事業と介護予防の連携による支援メニューの充実の必要性が求められていることなどを背景に、令和2(2020)年4月から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施が始まり、高齢者の心身の多様な課題に対応しながら、健康寿命の延伸に向けたきめ細やかな支援を実施することが求められています。

^{*}オーラルフレイル対策：心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態を早期に把握し、及び回復させ並びに当該状態になることを未然に防ぐための取組。

施策

① 健康長寿の推進

県民一人一人が主体的に健康づくりに取り組むことを、多くの関係団体が連携して支援し、県民運動として展開するために「健康長寿日本一長崎県民会議^{*}」を設置しています。この県民会議のもと、健康づくりを家族、友人等周りの人につなげるための個人を対象とした「ながさき健康長寿メイト^{*}」の登録、広く県民が活動を自主的に実施するための企業・団体を対象とした「ながさき健康長寿サポートメンバー」の登録、また、県民運動の更なる展開を図るため、健康づくりの活動や成果をあげている企業・団体を表彰する優良事例表彰制度「ながさきヘルシーアワード」を引き続き実施していきます。

健康診査の受診、運動(歩数)及び野菜摂取増加を目指す「ながさき3MYチャレンジ^{*}」の県民への啓発及び実践定着に向けた事業を推進しており、健康的な食事や運動ができる環境、居場所づくりや社会参加等自然に健康になる環境づくりや、行動変容を促す仕掛けなど新たな手法の活用に取り組みます。

数値目標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
健康状態の管理や生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合	63.5%(R1年度)	73%(R7年度)

のばそう健康寿命

～ 人生100年時代に向けた長崎県の挑戦 ～

県民みんなで
取り組もう

毎年・毎日の「毎」、自分の「MY」、3つのチャレンジで、

ながさき 3MYチャレンジ



- 毎年 ① 回、健診受けて
- 毎日 ② コニコ9000歩
- 毎日 ③ 回、野菜を食べて
- よ ーしみんんで健康長寿!

ながさき3MYチャレンジ

^{*}健康長寿日本一長崎県民会議:健康長寿日本一の長崎県づくりに向け、県民一人一人が主体的に取り組むことを、多くの関係団体が連携、支援し県民運動として展開するための会議体。

^{*}ながさき健康長寿メイト:仲間と励ましあいながら健康づくりに取り組み、健康づくりを家族、友人等の周りの人々に広める人。

^{*}ながさき3MYチャレンジ:県民の皆さんに健康づくりに取り組んでいただくため、長崎県民の課題である毎年1回の健診受診、毎日の歩行、野菜摂取をキャッチフレーズとして策定。

② 生活習慣改善の促進

健康ながさき21推進事業において、県民一人一人の栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙、飲酒等の生活習慣改善への取組支援及び個人を取り巻く社会環境の改善に取り組みます。

生活習慣病予防のために、特定健康診査を毎年受診して、受診者自身が健診結果を通じて健康管理ができるようになることを目指し、医療保険者をはじめ関係者が連携・協力して特定健診受診率向上対策事業を推進します。また、市町と連携して生活習慣病の発症や重症化のリスクの高い人を把握し、早い段階で確実に医療につなげ、特定健康診査を経た適切な保健指導を行うことができる体制の整備を図ります。

働き盛り世代の健康維持・増進のため、事業所との連携を図る職場の健康づくり応援事業を推進します。

数値目標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
特定健康診査受診率	46.1%(H29年度)	70.0%(R5年度)

③ 歯・口腔の健康づくりの推進

歯科疾患の発症予防を県民自ら理解し、歯・口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するため、ライフステージごとや社会分野ごとの歯科保健対策について、「歯なまるスマイルプラン[※]Ⅱ」に基づき市町や関係団体等と連携して様々な施策に取り組みます。

特に、健康長寿につながるオーラルフレイル対策など口腔機能の維持増進を図るために、成人期の歯科保健対策を中心とした施策の推進を図ります。

数値目標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
12歳児(中1)の永久歯平均う歯 [※] 数 (※1人当たりの永久歯のむし歯の本数)	0.91本(R1年度)	0.70本(R7年度)
3歳児におけるう蝕のない者の割合	80.9%(R1年度)	85%以上(R7年度)

④ 高齢者の健康の保持増進

健康寿命の延伸のため、健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進や地域・保険者間の格差の解消に向け、次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等を進めながら、疾病予防・重症化予防及び介護予防・フレイル対策、認知症予防に取り組みます。

令和2(2020)年度に実施した本県において初めてとなる国民健康保険と後期高齢者を併せた疫学分析[※]を基に、各市町における課題やそれに対応する保健事業の構築を図ります。

また、通いの場等における健康教育・健康相談等に応えられるよう市町の人材不足に対応した取組を行います。

※歯なまるスマイルプラン:長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例第8条に基づき、歯・口腔の健康づくりを推進するための計画。

※う歯:口腔内の細菌が糖質から作った酸によって、歯質が脱灰されて起こる歯の実質欠損のある歯、一般にむし歯と言う。

※疫学分析:仮説の検証を主な目的とし、関連があると疑われた要因(仮説要因)と疾病との統計学的関連を確かめ、要因の因果性を推定する方法。

(7) 原爆被爆者等の援護



【施策の展開方向】

- 高齢化が一段と進み、一人暮らしや寝たきり等日常生活に支援を要する被爆者*が増加する中で、保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策の充実を図る必要があります。また、在外被爆者*や被爆体験者の援護についても、それぞれの実態を踏まえた対策が求められています。
- 世界には放射線被ばくの影響に苦しんでいる人たちが大勢います。特に、チェルノブイリ原発事故については、35年が経過し、現地では事故当時小児だった世代が壮年期を迎えていますが、甲状腺がんによる健康影響は依然として深刻な問題であり、被爆地長崎が有する被ばく者医療の実績を有効に活用し、継続して支援する事が求められています。
また、平成23(2011)年3月の福島原発事故により、国民の放射線被曝への関心はますます高くなっており、長崎の有する被ばく者医療の情報・知見の活用が望まれています。
- 中国帰国者は、長期に渡って、中国地域での残留を余儀なくされ、日本人としての義務教育を受ける機会がないまま、中高年となって帰国したため、日本語の習得が大変困難な状況です。また、言葉が不自由なため就労も思うようにいかず、安定した職も得られなかったことから、老後の生活への不安や、地域からの孤立など、その置かれている環境には厳しいものがあるため、交流する場の提供と、個々人の状況に応じた支援が必要です。

施策

① 原爆被爆者等の総合的援護対策の推進

原子爆弾の投下の結果として生じた放射線に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることから、高齢化が進行している被爆者に対して、健康管理手当等各種手当の支給や介護保険サービスの利用に要する費用の助成等を行うことにより被爆者の福祉の向上を図ります。

在外被爆者については、各種手当の円滑な支給に努めるとともに、居住国における医療制度の実態等を踏まえた医療費の支給、現地での健康相談の実施など、在外被爆者の健康の保持・増進に引き続き取り組んでいきます。

被爆体験者については、医療受給者証の新規交付や更新等の円滑な交付手続きに努めます。被爆二世については、健康面での不安に対し実施している健康診断の充実に取り組んでいきます。

併せて、被爆者等の実態に即した援護対策となるよう、各種事業の充実について国へ要望していきます。

*被爆者(被ばく者、ヒバクシャ): 原子爆弾に被爆した方を「被爆者」と表し、原子力発電所の事故や核実験による被爆者を含めた総称として「被ばく者」や「ヒバクシャ」と表している。
*在外被爆者: 広島又は長崎において原子爆弾に被爆した方で、日本国内に居住地及び現在地を有しない方。

② 被ばく者医療による国際貢献の推進

国外に居住する被爆者及び世界各地で発生している放射線被ばく事故による被災者を救済するため、長崎が有する被ばく者治療の実績や放射線被害に関する調査研究の成果をこれらの被ばく者の治療に有効に活用することにより、長崎から世界へ貢献します。

ウクライナ・カザフスタン・韓国等の国々から医師を受け入れて研修を行うほか、放射線医療の専門家を海外へ派遣するなどの活動を通じて、被ばく者医療に当たる人材の育成を行います。また、被ばく者の治療のための教科書等の書籍を出版し、長崎・ヒバクシャ医療国際協力会(NASHIM)*のホームページにおいて公開するなど、更なる情報発信の強化を図ります。

数値目標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
長崎・ヒバクシャ医療国際協力会(NASHIM:ナシム)が 招聘する研修生数(延べ数)	166人(R1年度)	196人(R7年度)



チェルノブイリ、カザフスタン関連国医師受入れ研修

③ 中国帰国者等の自立支援の推進

中国帰国者が地域の一員として普通の暮らしを送ることができるよう、地域支援連絡会を開催し、関係市や中国帰国者支援交流センターと連携した支援事業を推進します。

また、中国帰国者に学習の機会を設けるため、希望者を対象にスクーリング講師を派遣するとともに相互の交流の場と日本の歴史や文化、伝統に触れる機会を提供するため交流研修会を実施します。

*長崎・ヒバクシャ医療国際協力会(NASHIM/Nagasaki Association for Hibakushas' Medical Care):在外被爆者及び世界各地で発生している放射線被曝事故による被爆者の救済を目的として平成4年に設立された。海外から医師の受け入れ研修や講演会などを実施し、ヒバクシャ医療を通じ、長崎から世界への貢献と国際協力の推進に寄与している任意団体である。長崎県、長崎市、長崎大学、長崎原爆病院、県医師会など、被爆者医療に携わる県内各機関で構成されている。

基本目標 3

人と人とのつながりを大切にして誰もが生きがいや役割を持って、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を目指します。

(1) 共に支え合う地域社会づくり



【施策の展開方向】

- 複雑化・複合化した課題を抱える人や世帯に対し、縦割りでの相談支援体制では制度の狭間にある人や世帯への支援が十分に行われていない状況があります。包括的な相談支援体制を整備することにより、制度の狭間にある人や世帯への支援を充実させるとともに、支援につがっていない人や世帯をアウトリーチ*により支援につなぐ必要があります。
- 高齢単身世帯の増加などにより地域における人間関係の希薄化が進む中で、地域住民の相談支援を行っている民生委員・児童委員は重要な役割を担っています。支援が必要な地域住民が民生委員・児童委員への相談につながるように、活動の周知や民生委員・児童委員が活動しやすい環境を整備する必要があります。また、高齢化の進展に伴い、高齢単身世帯や認知症など支援を要する高齢者が増加する中、地域の実情に応じた多重的な見守り体制の構築が求められています。
- 多様化する県民ニーズや地域課題の解決にきめ細かに対応していくには、行政の取組のみでは困難であり、NPO法人やボランティア団体、自治会、企業など多様な主体により社会全体で支えあう仕組みづくりが必要です。
- 高齢者や障害者等すべての人が安心して暮らせる地域社会を実現するために、長崎県福祉のまちづくり条例*において、不特定多数の方々が利用する特定生活関連施設(商業施設、医療施設、ホテル、公園等)の新築および増築等を行う際の整備基準を設け、事業者に対しその基準を満たす整備を義務づけています。
また、特定生活関連施設の身障者用駐車場については、身障者用駐車場利用証を交付する等利用の適正化を図っています。
一方で、県内における福祉のまちづくりやユニバーサルデザイン*の取組を県民や関係団体等に対し周知する機会が不足しており、福祉のまちづくりに関する県民意識の醸成を一層図る取組が必要です。

*アウトリーチ:積極的に対象者のいる場所に向いて働きかけること。

*福祉のまちづくり条例:高齢者、障害者等の行動を妨げている障壁を取り除き、すべての人が安心して暮らすことのできる地域社会を実現する為に定められた条例。

*ユニバーサルデザイン:障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。

- 災害対策基本法の改正により、平成26(2014)年4月から、避難の際支援を必要とする要支援者の名簿作成が市町長に義務付けられるとともに、名簿の活用に関して平常時と災害発生時のそれぞれについて避難支援者に情報提供を行うための制度が設けられました。こうした災害対策基本法及び国が策定した避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に沿った要支援者名簿の活用、個別支援計画の策定など市町の取組を推進していく必要があります。また、高齢者や障害者等一般的な避難所では生活に支障をきたす人のための福祉避難所^{*}について、更なる指定の促進を図っていく必要があります。
- 多様化した福祉サービスの内容が複雑で分かりにくくなっており、不安を抱えている高齢者や障害者等が、地域で安心して暮らしていくために、自らサービスを選択でき、必要とする福祉サービスを適切に利用できるような支援することが求められています。
- 高齢者や障害者等すべての人が安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けて、地域の課題やニーズを踏まえた地域福祉施策が実施されるよう市町において地域の実情に対応した計画を策定する必要があります。また、社会福祉協議会の地域公益活動の積極的な推進に取り組む必要があります。

施策

① 包括的な相談支援体制整備

地域住民の複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある支援ニーズに対応する包括的な支援体制を市町に整備するため、新たな事業の周知や移行促進等を目的とした会議並びに研修を実施するなど、市町の取組が進むよう支援していきます。

② 民生委員・児童委員の活動推進

民生委員・児童委員は民生委員法及び児童福祉法において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うこととされているほか、地域福祉の担い手としての期待も高まっており、関係機関・団体と連携した活動を展開できるよう支援します。

また、相談、支援を行うために必要な知識の習得、技術の向上を図るための研修を実施するとともに、市町や各民生委員児童委員協議会と連携し、民生委員活動の周知に取り組みます。

数値目標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
民生委員・児童委員の充足率	96%(R1年度)	100%(R7年度)

^{*}福祉避難所：高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための設備、機材、人材が備わった避難所のこと。

③ NPO・ボランティア活動の促進

NPO・ボランティア活動の活性化を図るため、県内におけるNPO・ボランティア活動の中核的拠点である県民ボランティア活動支援センター[※]において、相談や助言、情報提供、人材育成のための講座の開催、施設の無料提供などを実施します。

また、誰もが気軽にボランティア活動に参加できる環境づくりのため、ボランティア体験の機会提供を支援するなど、県民のNPO・ボランティア活動の促進に取り組みます。



県民ボランティア活動支援センターでの講座

数値目標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
市民活動団体等の数	2,993団体 (R1年度)	2,993団体以上 (R7年度)

④ 高齢者等の見守り体制の構築

地域の見守りを行う人的ネットワークを形成するマンパワー不足への対応など市町の課題に応じた対策を引き続き検討するとともに、ICT・IoT[※]機器を活用した見守りシステム・サービスの普及や複数の市町が連携した広域的な見守りネットワークの構築に向けた取組を進めていきます。

数値目標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
市町の圏域を越えても対応できる見守りネットワークの構築	0市町(R1年度)	16市町(R7年度)

⑤ 福祉のまちづくりの推進

長崎県福祉のまちづくり条例で義務付けられている出入口や階段、トイレ等の整備基準を満たしている特定生活関連施設には、適合証を交付しており、新たに施設を整備する事業者に対し説明を行う等、今後も条例の周知を行っていきます。

また、特定生活関連施設の駐車場において、身体障害者用駐車場の確保や適正利用の促進を図るなど、引き続きすべての人が安心して社会参加ができるまちづくりを推進します。

さらに、高齢者、障害者などに配慮し、全ての人々が自由に活動できるよう率先して福祉のまちづくりに取り組んでいる個人や団体又は企業等を表彰し、福祉のまちづくりに対する県民意識の醸成を図ります。



身体障害者用駐車場利用証
(パーキング・パーミット)

※県民ボランティア活動支援センター：「県民ボランティア活動の促進に関する条例」に基づき、県民ボランティア活動の普及・促進並びに健全な発展を図るため、県民ボランティア活動の拠点として長崎市に設置(平成12年7月)。

※IoT(Internet of Things)：「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、新たな付加価値を生み出す。

第3章

⑥ 災害時の要配慮者対策の推進

災害対策基本法及び国が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に沿った市町の取組が着実に進められるよう、また、必要な福祉避難所が確保され、適正に運用されるよう情報提供や情報交換の場の設定等による支援を継続して行います。

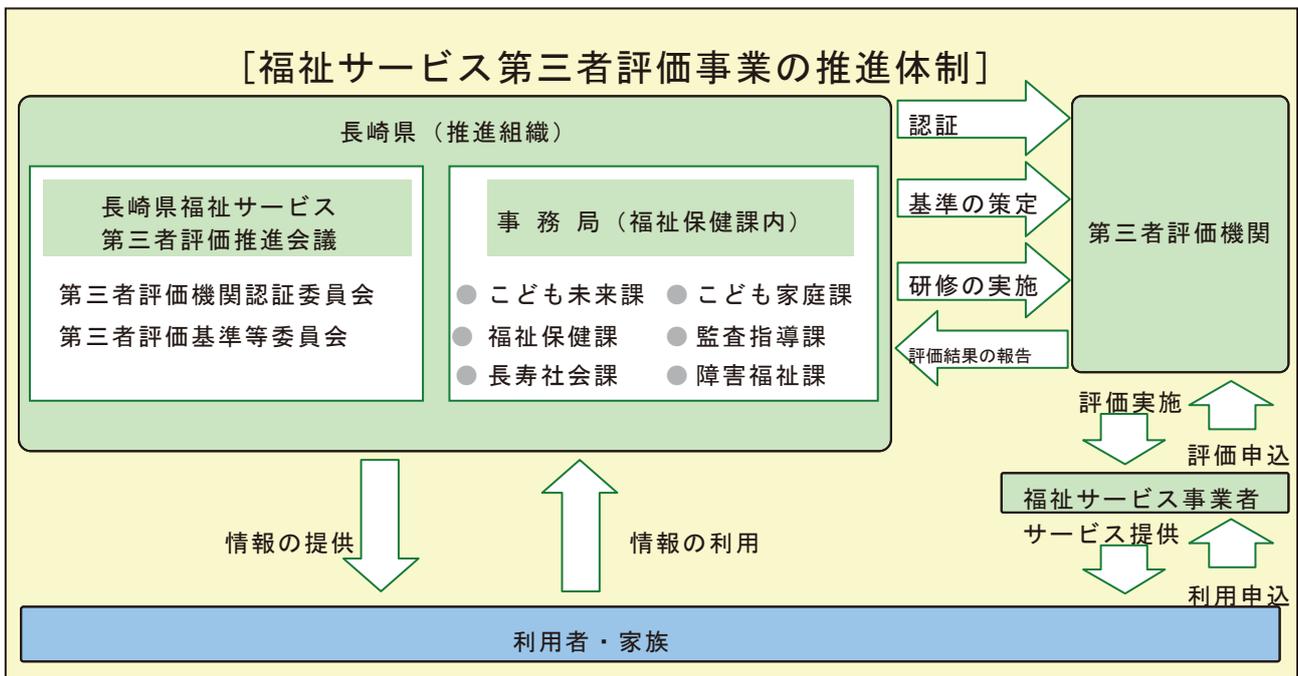
数値目標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
避難行動要支援者の個別支援計画策定済み率(累計)	14%(R1年度)	100%(R6年度)

⑦ 福祉サービスの適切な利用の推進

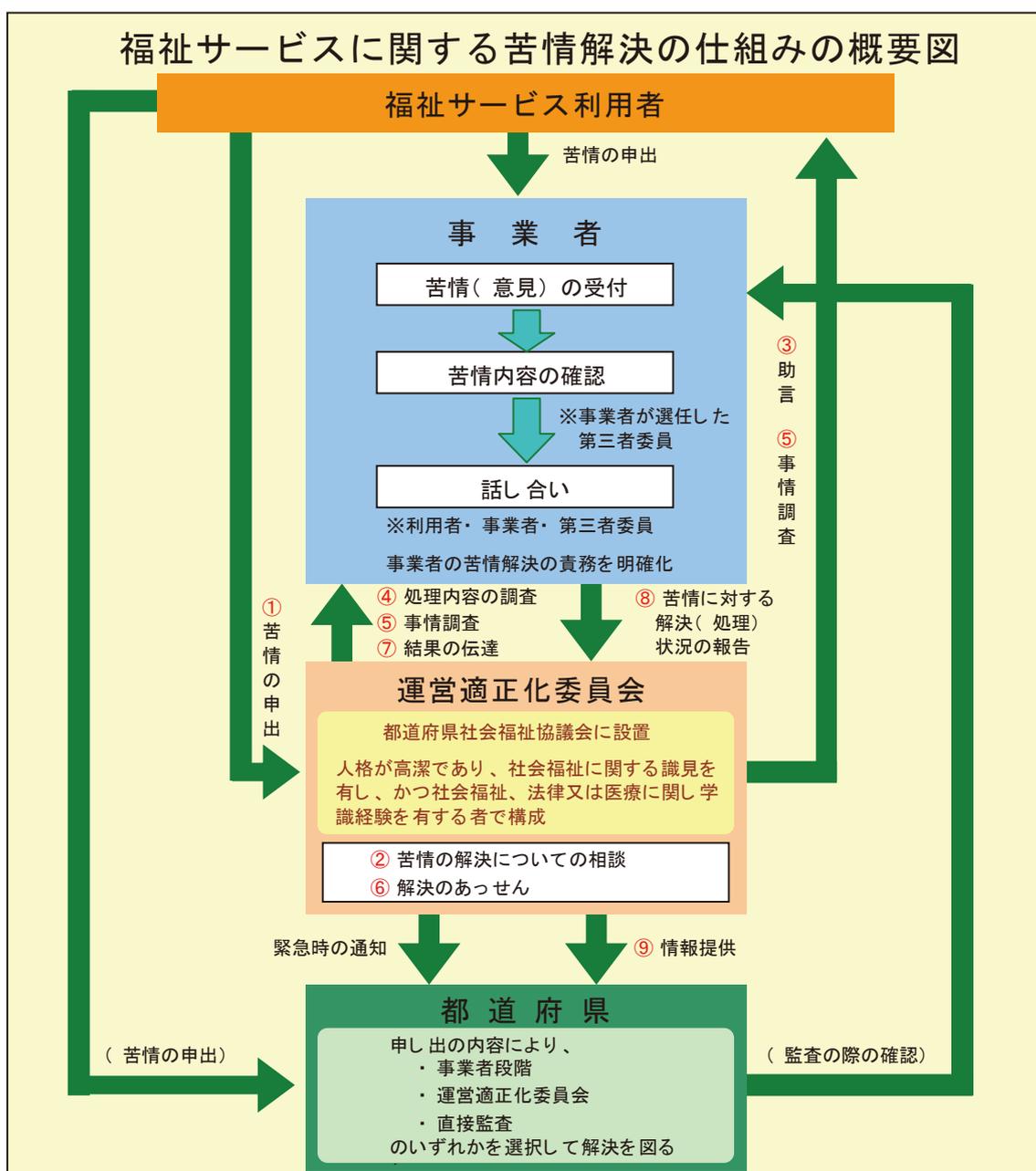
福祉サービスの質の向上と利用者が適切なサービスを選択するための情報を提供することを目的として、公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から事業者の提供する福祉サービスの質を評価する福祉サービス第三者評価事業*を推進します。

また、事業者段階では解決できない福祉サービスに関する苦情やトラブルなどについて、県社会福祉協議会に設置する運営適正化委員会*において、助言、相談、調査、あっせん等を行い、福祉サービスの適切な利用・提供を支援します。

数値目標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
苦情解決率	100%(R1年度)	100%(R7年度)



*福祉サービス第三者評価事業:福祉サービス事業者の提供するサービスの質を、当事者(事業者及び利用者)以外の公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価し、サービスの質の向上及び利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的とした事業。
 ※運営適正化委員会:福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)の適正な運営を確保するとともに、社会福祉施設や居宅において福祉サービスを利用されている方々の苦情を適切に解決することにより、福祉サービス利用者の権利を擁護するため、社会福祉法に基づき県社会福祉協議会に設置されている。



⑧ 地域福祉の推進

市町が定める地域福祉計画は、地域の現状や課題を明らかにし、解決していくために重要な役割を果たすものであるため、市町に対し、国の方針や市町村地域福祉計画策定の手法等の情報提供を行い、策定につながるよう支援します。

県内における地域福祉活動の中核となる県社会福祉協議会が市町社会福祉協議会と連携し、地域住民やボランティア団体、社会福祉事業者や関係機関等と協力しながら地域福祉を推進できるよう、社会福祉協議会の活動を支援します。

数値目標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
地域福祉計画策定市町数	16市町(R1年度)	21市町(R7年度)

(2) 地域で安心して暮らすための支援体制づくり



【施策の展開方向】

- 生活困窮者自立支援法^{*}に基づき、いわゆる「第2のセーフティネット」を強化するものとして、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な相談支援や就労支援等を実施し、生活保護受給者支援策等との連携の下、生活困窮者の自立をより一層促進する必要があります。
また、必要な資金の貸付けと継続的な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに社会参加の促進を図ることが必要です。
- ひきこもりの子を持つ家庭が高齢化し、80代の親が50代のひきこもりの子の生活を支えるという「8050問題」については、市町や関係機関と連携し、ひきこもり地域支援センターや生活困窮者自立相談窓口などの相談支援機関・団体が多様な支援活動を行っていることを、ひきこもり者の家族に周知し、ひきこもり者本人への適切な支援へとつなげていく必要があります。
また、ひきこもりの要因や環境は様々であり多様な支援が求められることから相談支援を行う職員のスキルアップを図る必要があります。
- 低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯、災害の被災者など住宅確保に特に配慮が必要な住宅確保要配慮者は、孤独死の不安や近隣住民とのトラブルの不安、保証人問題など様々な理由で民間賃貸住宅の入居を断られるケースが見受けられることから、住宅確保要配慮者の住宅の安定確保を図ることが求められています。
- 県営住宅は、公営住宅法により健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に整備しています。
多様化する現代社会で様々な理由により居住に課題を抱える人々が存在しており、通常の入居基準で救済できない人々には国土交通省をはじめ関係機関が連携し、可能な範囲で公営住宅を提供することが求められています。
- 発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾患であって、長期の療養を必要とする難病については、その希少性から患者や家族は大きな不安を抱えています。
そのため、難病の患者が住み慣れた地域で安心して療養し暮らすことができるよう、医療や福祉、就労など多方面からの支援が求められています。

^{*}生活困窮者自立支援法：生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とした法律(H27.4.1施行)。

また、カネミ油被害者^{*}は、発生から50年以上が経過した現在も油症による症状に悩まされており、多くの方が高齢となり将来にも不安を抱えているため、継続した支援が必要です。

- 精神科病院に長期に入院している患者に対して、退院後に自分らしい生活を送るための地域移行^{*}支援として、退院に向けた意欲の喚起、本人の意向に沿った地域移行、地域定着に向けた支援を行っていくことが求められています。

そのためには、医療、保健、福祉関係者が連携し精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた体制づくりを行う必要があります。

- 罪を犯した人や非行少年の中には高齢や障害を有する等、福祉的な支援が必要でありながら、社会で孤立し、適切な支援をうけていない方がいます。そのような方が再犯することなく、社会で安定して暮らしていくためには、福祉的な支援に加えて、住居や就労先の確保等の支援も必要です。また、このような人たちへの支援の必要性について、社会の理解が求められています。

- 高齢者の尊厳を保持するため、虐待は決してあってはならないことですが、依然として虐待事例が発生しており、虐待の未然防止、早期発見と適切な初期対応、本人や養護者への適切な支援を行うための体制の整備と人材の育成が必要です。

また、認知症高齢者等の判断能力が不十分な方の増加が見込まれる中、国の成年後見制度利用促進計画においては、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関(中核機関)を市町が設置することを求められています。しかしながら、県内ではまだ、全ての市町への設置が完了しておらず、県内どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、市町の体制整備を促進する必要があります。

- 障害者の自立と社会参画を促進するために、障害のある人と障害のない人とが互いに優しく接し合うことができる社会環境を整えることが求められています。

また、障害者の支援に従事する職員等を対象にした虐待防止や支援技術向上の研修の充実にも取り組んでいく必要があります。

- 自殺の背景の多くには、うつ病・うつ状態や病気の悩み等の健康問題、介護・看病疲れ等の家庭問題、失業や多重債務等の経済・生活の問題など、様々な社会的要因があります。

このため、社会的取組によって自殺を防ぐことが可能であるとの認識に立って、様々な分野の関係団体がそれぞれの役割を担い、連携協力する必要があります。

- アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症患者及び家族が抱える多様な問題・課題に対し、予防的な関わりに加え、適切な支援、治療を受けられるよう医療、保健、福祉、司法等の行政機関と民間団体が連携し、切れ目ない支援を行うための体制を整備していくことが求められています。

薬物においては、普及啓発と同時に、決して薬物には手を出さない、薬物乱用を許さない社会環境を作っていく必要があります。

^{*}カネミ油被害者：昭和43年(1968年)に九州地方を中心に発生したポリ塩化ビフェニル等が混入した食用油の摂取等を原因とする健康被害者。

^{*}地域移行：精神科病院に入院している長期入院患者が、病院から本人が生活したい地域へ移り住むこと。

施策

① 生活困窮者・ひきこもり支援

福祉事務所等において、就労その他の自立に関する相談支援や、離職により住宅を失うおそれのある生活困窮者等に対する住居確保給付金の支給のほか、就労に必要な訓練を行う就労準備支援事業、家計に関する相談、指導等を行う家計改善支援事業、生活困窮者世帯の子どもに対する学習・生活支援事業等を行います。自立相談支援と生活福祉資金*の貸付の双方の担当者間で相談段階から連携を図るなど、より効果的、効率的な支援を実施することにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。

ひきこもり者の自立の促進、家族の心の安定や効果的な支援のため、ひきこもりに関する普及啓発、ひきこもり相談支援機関の周知、支援機関職員への研修や、社会資源ハンドブックの配布等を実施しています。引き続き、市町や関係機関と連携した支援を行うとともに、自立相談支援機関等において積極的にアウトリーチ支援を行い、家族やひきこもり者本人からの相談と適切な支援につなげていきます。

数値目標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
生活困窮者自立支援事業における就労・増収率	54%(R1年度)	75%(R7年度)

② 居住に課題を抱える人への横断的支援

住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、県市町、社会福祉協議会、不動産団体、居住支援法人などで構成する「長崎県居住支援協議会」において、連絡調整の場を設けるなど、関係者との連携を図ります。

また、「長崎県居住支援協議会」の市町単位での勉強会を立上げ、実際に居住支援に携わっている各市町の住宅部局、福祉部局、不動産業者、居住支援法人などの、各分野の担当者間のネットワークを構築し、より実行性のある居住支援活動を目指します。

さらに、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット住宅)の供給を促進するとともに、的確な情報提供を行います。

また、知的障害者、精神障害者等へのグループホーム事業やホームレスの自立支援事業をはじめとする社会福祉事業等への公営住宅の活用を、公営住宅法第45条第1項により、一定の条件のもとに認めています。このほか、国土交通省の通知に基づき、DV被害者や犯罪被害者等に一定の条件により目的外使用を認めるとともに、ひとり親世帯、高齢者世帯、心身障害者世帯、DV被害者世帯や犯罪被害者世帯に対し、一定の条件により公営住宅へ優先入居を認めています。

数値目標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
市町単位の居住支援協議会(勉強会)の立上げ	1市町(R1年度)	4市町(R7年度)

*生活福祉資金:低所得者世帯などに対し、低利または無利子での資金の貸し付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加を図り、その世帯の安定した生活を確保することを目的としたもの。

③ 難病患者やその家族等に対する支援の充実

難病法に基づき医療費の公費助成を行い、患者の医療費の負担軽減を図ります。

地域で生活する難病患者やその家族等の日常生活における相談支援や地域における交流活動の促進、就労支援等を行う拠点施設として、難病相談・支援センターを設置し、療養上の悩みや不安等の解消に努めるとともに、医療講演会や各種イベント等を通じて難病に関する知識の普及や療養に必要な情報提供を行います。

さらに、早期に正しい診断ができ、より身近な医療機関で適切な医療を受けられる医療提供体制づくりや、地域の保健所による訪問相談、医療相談など在宅療養患者への適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と生活の質の向上を図ります。

また、カネミ油被害者の健康管理を支援するため、カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律に基づき、油症検診や健康実態調査を実施するとともに、相談支援員を配置して、引き続き、症状や健康面、生活面に対する不安の相談に対応します。

④ 精神科入院患者の地域移行の推進

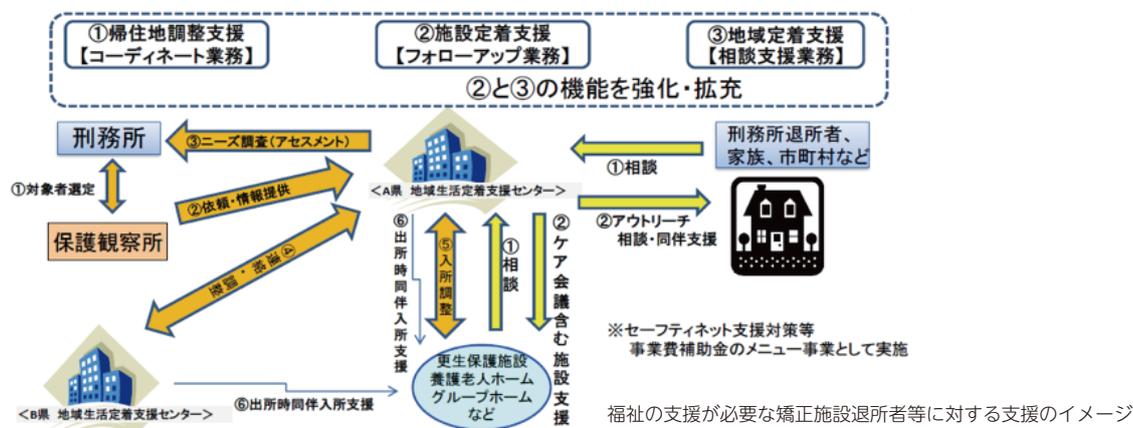
県内の各障害福祉圏域内に医療、保健、福祉関係者が地域移行、地域定着に向けた取組等を協議する場を設置するとともに、保健所は市町が実施する自立支援協議会へ積極的に参加し、体制づくりを支援します。また、長崎こども・女性・障害者支援センターを中心に、医療、保健、福祉関係者を対象とした研修会を実施し、保健所と協働したピアサポート*養成及びその活用等に取り組めます。

⑤ 再犯防止に向けた取組の推進

高齢であり、又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする刑務所出所予定者等について、刑務所等入所中から出所後直ちに福祉サービス等につなげるための準備を、保護観察所*と協働して進めることにより社会復帰を支援します。

また、「長崎県再犯防止推進計画*」に基づき、市町や関係機関等と連携し、罪を犯した人や非行少年の円滑な社会復帰を支援することにより、県民が犯罪被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

数値目標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
地域生活定着支援センター*支援者のうち、 刑務所等出所後1年以内の再入所者数	0人(R1年度)	0人(R7年度)



*ピアサポート：障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動のこと。

*保護観察所：法務大臣のもとに各地方裁判所の所在地ごとに設置される機関。保護観察の実施のほかに、犯罪予防のための世論の啓発指導、地方住民の活動の助長等を行う。保護観察官が置かれ、保護司の協力を得て活動する。

*長崎県再犯防止推進計画：犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援し、その結果、県民が犯罪被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るための施策をまとめた計画。

*地域生活定着支援センター：高齢であり、又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする刑務所等出所予定者について、本人が刑務所等入所中から出所後直ちに福祉サービス等につなげるための準備を、保護観察所と協働して進めることにより、刑務所出所者等の社会復帰を支援し、もって再犯防止を目指す支援機関。

第3章

⑥ 高齢者・障害者等の権利擁護の推進

学識経験者、介護保険施設関係者等で構成する「高齢者虐待防止・身体拘束ゼロ作戦推進会議^{*}」において、県内の虐待や身体拘束に関する実態調査の結果の分析や対応策等について検討します。また、県民向けセミナーや介護施設等職員の研修を開催するなど、高齢者の虐待防止と対応強化に取り組みます。

日常生活自立支援事業^{*}を通して、判断能力が不十分な方々が住み慣れた地域で暮らし続けるための支援を行うとともに、成年後見制度^{*}の普及啓発のため、県民向けの権利擁護セミナーの開催や、市町職員の資質向上のための実務者研修を実施します。また、成年後見制度の担い手を育成するため、市民後見人の養成や法人後見推進のための研修を実施します。

さらに、司法、行政、関係機関等からなる「成年後見制度利用推進連絡会議」を開催し、市町の取組状況や課題の共有を図るとともに、市町に対して専門職のアドバイザーを派遣して、中核機関の設置や市町計画の策定など、市町の体制整備を支援します。

障害のある人が地域で安心して暮らしていくため、障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例^{*}の普及、啓発を通して、障害や障害のある人に対する社会全体の理解を深めていきます。

このほか、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うために、市町職員担当者会議や研修会を行うなど協力体制の整備や支援体制の強化を図ります。

数値目標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
中核機関(権利擁護センター含む)を設置する市町数	4市(R1年度)	21市町(R7年度)

⑦ 自殺総合対策の推進

「第3期長崎県自殺総合対策5カ年計画^{*}」に基づいて、民間団体を含む保健・医療・福祉・教育・労働等のさまざまな分野の団体がそれぞれに役割を担い、連携を図りながら総合的な自殺対策を推進します。

⑧ 依存症対策の推進

地域においてアルコール・薬物・ギャンブル等の依存症の発生予防から相談・回復支援までの切れ目ない支援の構築を目指し、自助グループをはじめ、関係機関・事業者等と連携した取組を行うことを目的とした協議の場を設置します。

また、依存症相談拠点である長崎こども・女性・障害者支援センターや身近な相談の窓口である保健所とともに依存症に関する正しい知識の普及や相談窓口の周知、本人及び家族等の相談対応や回復に向けた支援の充実、人材育成のための研修会の開催等に取り組みます。

薬物に関しては、県民、特に若者に対する啓発活動を強化し、学校、家庭、地域が連携して薬物乱用防止の意識高揚を図り、薬物乱用を許さない社会環境づくりを目指します。

薬物乱用防止推進ポスター展



数値目標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
薬物乱用防止教室等の開催回数	263回(R1年度)	250回以上(R7年度)

^{*} 高齢者虐待防止・身体拘束ゼロ作戦推進会議: 高齢者虐待防止法及び介護保険法の施行に伴い、介護保険施設等における身体拘束が原則禁止されたことに鑑み、介護現場における実効性ある取組を支援し、身体拘束の廃止に向けた幅広い取組を推進することを目的として、平成13年に設置された。委員は、学識経験者、介護保険施設等関係者、利用者代表、行政職員によって構成され、県内の高齢者虐待・身体拘束に関する実態の把握及び分析などを行っている。

^{*} 日常生活自立支援事業: 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

^{*} 成年後見制度: 認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等のうち判断能力が不十分な成年者の財産や生命、その権利などを保護し、支援する制度のこと。家庭裁判所による法定後見制度と本人による任意後見制度がある。

^{*} 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例: 障害のある人に対する差別を禁止し、差別をなくすための施策の基本となる事項等を規定した条例。

^{*} 長崎県自殺総合対策5カ年計画: 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱を踏まえ、保健・医療・福祉・教育・労働・警察・民間団体等の様々な分野の各関係機関が、それぞれに役割を担い、連携して取り組んでいくための計画。第3期計画期間は平成29年から令和3年までの5カ年。

(3) 誰もが生きがいや役割を持って活躍できる地域づくり



【施策の展開方向】

- 平成31(2019)年3月の厚生労働省の報告によると、就労やボランティアなどで社会とつながりを持っている高齢者は、介護が必要な状態になっても重症になりにくく、認知症の発症リスクも低下するとされていることから、高齢者の社会参加は、高齢者に住み慣れた地域で健康で生きがいのある暮らしを続けてもらう上で、大変重要です。

生産年齢人口が減少するとともに、全国よりも早く高齢化が進展している本県において、高齢者には本人の生きがい・健康づくりのためだけでなく、ボランティア活動や地域の支え合い活動など、地域の担い手としての活動や役割が今後ますます期待されます。

- 障害のある人が合理的配慮*により自らの力を十分に発揮することができ、障害のある人と障害のない人とが互いに優しく接し合うことができる社会の実現が求められています。

障害のある人が地域で安心して自立した生活をしていくためには、一般就労あるいは、福祉的就労*で一定の収入を得る必要があります。現状では、さらに一般就労への移行を進めることと利用者に支払われる工賃水準を引き上げることが課題です。

そのため、就労支援事業所等の職員が支援に必要な知識やノウハウを身につけることや、工賃水準を引き上げるために、就労支援事業所等の商品・サービスの売り上げの向上を図る必要があります。

さらに、社会参加を促進するため、障害の特性等に応じた相談しやすい体制の整備・充実に加え、生活の質を高めるため、芸術文化活動やスポーツ活動などの充実に取り組んでいく必要があります。

施策

① 元気高齢者の活躍促進

高齢者の社会参加促進に向けた機運醸成を図るため、「すこやか長寿大学校」を開講し、地域活動を牽引していく人材を育成していくとともに、フォーラムを開催し、地域貢献している高齢者団体を表彰するなど元気高齢者の活躍についての啓発や情報発信を行います。

また、高齢者の生きがいづくりと健康づくりを推進するため、長崎県ねんりんピック*の開催や全国健康福祉祭*への選手派遣など、高齢者の活躍促進のためのスポーツ活動や文化活動を支援します。

数値目標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
地域活動への参加意識が向上した「すこやか長寿大学校」修了生の割合	63%(R1年度)	83%(R7年度)

*合理的配慮:障害のある人の求めに応じて、障害のある人が障害のない人と同等の権利を行使したり、同等の機会・待遇を確保するために必要な調整や変更を行うこと。

*福祉的就労:障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業所(A型、B型)などで、障害のある人が支援を受けながら就労すること。

*長崎県ねんりんピック:60歳以上の方々を対象とした健康と福祉の祭典である全国健康福祉祭の長崎県大会をいう。

*全国健康福祉祭:60歳以上の高齢者を中心とした健康と福祉の祭典。「ねんりんピック」の愛称で親しまれているスポーツや文化など多彩なイベントが開催され、地域や世代を超えた交流の輪が広がることを目指している。

第3章

② 高齢者の就業・社会参加促進

高齢者の社会参加を推進するため、公益財団法人長崎県すこやか長寿財団などの関係団体とともに、「長崎県生涯現役促進地域連携協議会」を組織しています。この協議会に、就業から社会参加まで幅広く気軽に相談できる窓口として「ながさき生涯現役応援センター」を設置し、個別相談や関係機関の紹介などを通じて相談者の希望に即した支援を行うとともに、就業・社会参加を応援する各種セミナーの開催や高齢者の社会参加に関する啓発活動を展開します。

また、高齢者の社会参加活動に重要な役割を担う老人クラブの多様で自主的な活動を市町と連携して支援します。

さらに、高齢者の就業・社会参加に対するニーズの多様化とともに、短期で臨時的な仕事を提供する、シルバー人材センターの役割も高まっており、職場の開拓などによる仕事量の確保や会員数を確保していくため、長崎労働局と連携した連絡会議の開催や県シルバー人材センター連合会の運営支援を通じて、事業の拡充を進めていきます。

数値目標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
社会参加などについて幅広く相談できるワンストップ窓口を通じて社会参加につなげた件数	464件(H30年度)	600件(R7年度)

③ 障害福祉サービス施設利用者の自立促進

就労移行支援事業所*等の職員を対象に就労支援のスキルアップを目的とした専門研修を開催します。

就労支援事業所等が、就労後の職場定着を図るため、就業面と生活面の一体的な支援を行います。

また、就労支援事業所等の商品・サービスの売り上げを向上させるために、事業所商品の販売会開催や官公需の促進、農福連携の推進等に努めます。

数値目標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
障害福祉サービス事業所で福祉的就労をしている障害者の平均工賃月額	17,664円(R1年度)	21,700円(R7年度)

④ 障害者の社会参加の促進

障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例に基づき、条例及び障害に関する知識の普及啓発を行い、県民の障害及び障害のある人に対する理解の促進を図り、差別をなくすための取組を推進します。

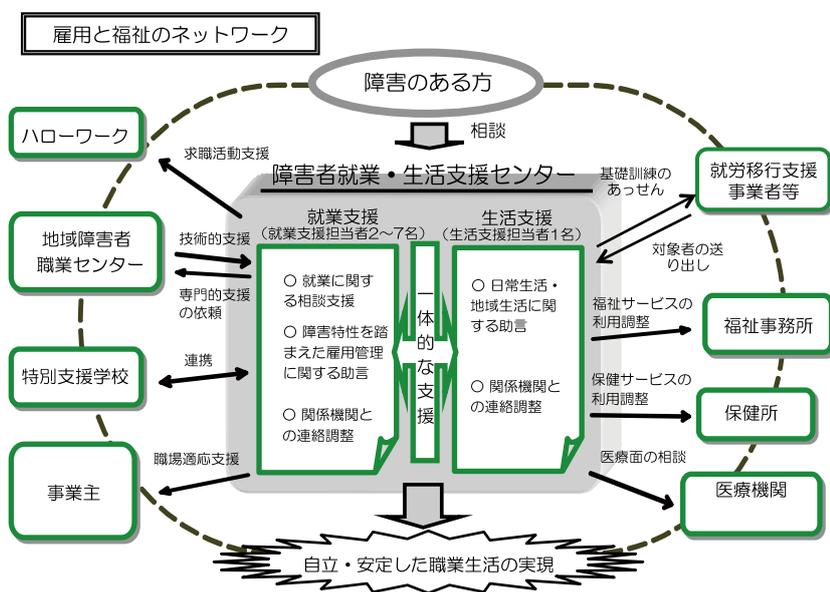
また、障害者からの各種の相談等に対応する障害者110番事業などの社会参加支援事業を実施するとともに、県障害者スポーツ大会や県障害者芸術祭等の開催及び障害者の芸術文化活動の支援拠点である県障害者芸術文化活動支援センターの設置により、障害のある人のスポーツ、文化活動等による社会参加の促進と生活の質の向上を図ります。

*就労移行支援事業所：一般企業等での就労を希望する障害のある人に対して、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を行う事業所。

障害者就業・生活支援センター

障害者の身近な地域においては、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う「**障害者就業・生活支援センター**」の設置を拡充

21センター（14年5月事業開始時）→ 335センター（令和2年4月現在）



業務の内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

<就業面での支援>

- 就業に関する相談支援
 - ・ 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
 - ・ 就職活動の支援
 - ・ 職場定着に向けた支援
- 障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
- 関係機関との連絡調整

<生活面での支援>

- 日常生活・地域生活に関する助言
 - ・ 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
 - ・ 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- 関係機関との連絡調整

【30年度実績】 支援対象者数 188,440人
 定着率 79.7%（1年）（身体80.8%、知的84.0%、精神74.0%）



障害者芸術祭

第3章

2 事業一覧表

※「事業」については、令和2年度の事業を掲載しており、計画期間中に見直す場合があります。

※施策をまたがる事業については、主な施策に掲載し、再掲箇所には、●及び主な施策の箇所を示しております。

基本目標	施策の展開方向	施策	事業	担当課
1 次代を担う子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを産み育てることが出来る地域を目指します。	(1)	①妊娠・出産の支援	○妊娠・出産包括支援推進事業	こども家庭課
			○健やか親子サポート事業	こども家庭課
			○特定不妊治療費助成事業	こども家庭課
		②子どもや子育て家庭への支援	○地域子ども・子育て支援事業(保育関係)	こども未来課
			○地域子ども・子育て支援事業(地域子育て関係)	こども未来課
			○保育士人材確保事業	こども未来課
			○子育て支援新制度関係対策費	こども未来課
			○放課後児童クラブ推進事業	こども未来課
			○子育て情報プラットフォーム構築事業	こども未来課
			○福祉医療費助成事業	こども家庭課
	○子育てに優しいながさき家庭教育支援事業	生涯学習課		
	③幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園の耐震化の推進	○幼稚園耐震化緊急整備事業	こども未来課	
		○非行防止・環境浄化対策事業	こども未来課	
	④子どもを取り巻く有害環境対策の推進	○長崎っ子的ためのメディア環境改善事業	こども未来課	
		○ココロねっこ運動推進事業	こども未来課	
	⑤県民総ぐるみの子育て支援			
	(2)	①貧困に起因する問題を抱える子どもと親への支援	○母子家庭等自立給付金事業	こども家庭課
			○ひとり親家庭日常生活向上事業	こども家庭課
			○子どもの貧困対策推進事業	こども家庭課
		②ひとり親家庭等の自立支援の推進	○ひとり親家庭等自立促進センター事業	こども家庭課
○母子家庭等自立給付金事業			こども家庭課	
○ひとり親家庭日常生活向上事業			こども家庭課	
③総合的な児童虐待防止対策の推進		○児童虐待総合対策事業	こども家庭課	
④社会的養護体制の充実		○里親育成支援事業	こども家庭課	
⑤DV被害者への支援及びDV予防について		○DV被害者自立支援事業	こども家庭課	
⑥障害のある子ども等への支援		○発達障害児地域医療体制整備事業	障害福祉課	
		○発達障害地域療育連携推進事業	障害福祉課	
		○地域連携児童精神医学講座事業	障害福祉課	
		○障害児通所給付費	障害福祉課	
		○障害児等療育支援事業	障害福祉課	
	○発達障害児支援体制整備事業	こども家庭課		
⑦重症心身障害児等の医療的ケアが必要な障害児に対する支援	○発達障害者支援センター運営事業	こども家庭課		
	○医療的ケアが必要な小児等に対する支援事業	障害福祉課		
⑧社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者等への支援	○在宅重症心身障害児者短期入所支援事業	障害福祉課		
	○子ども・若者支援システム構築事業 ●(ひきこもり対策推進事業 3-(2)-①)	こども未来課 障害福祉課		

基本目標	施策の展開方向	施策	事業	担当課	
<p>2 一人ひとりをきめ細かく支える保健・医療・介護・福祉サービスが受けられる体制の整備を進め、安全で安心して暮らし続けることができる地域を目指します。</p>	(1)	医療提供体制の整備・充実	①離島・へき地医療の確保	○病院企業団助成事業 ○離島・へき地医療支援センター運営事業 ○へき地医療機関整備事業	医療政策課 医療人材対策室 医療人材対策室
			②地域医療構想の推進	○地域医療介護総合確保基金事業	医療政策課
			③在宅医療の充実	○在宅医療提供体制推進・啓発事業 ○在宅歯科医療推進事業 ○在宅歯科医療に関わる歯科医療従事者人材育成支援研修事業	長寿社会課 長寿社会課 長寿社会課
			④救急医療体制の構築	○二次救急医療対策事業 ○ドクターヘリ運営事業 ○小児救急電話相談事業	医療政策課 医療政策課 医療政策課
			⑤周産期医療の充実	○周産期母子医療センター運営費補助事業 ○母体急変時の初期対応強化事業	医療政策課 医療政策課
			⑥がん対策の推進	○がん克服推進事業	医療政策課
			⑦脳卒中対策の推進	○脳卒中診療ネットワーク事業	医療政策課
			⑧心血管疾患対策の推進	○病院前救護、急性期、回復期・慢性期における医療提供体制及び連携体制の構築	医療政策課
			⑨糖尿病対策の推進	○糖尿病医療連携体制推進事業	医療政策課
			⑩精神科医療体制の確保	○精神科救急医療体制整備事業	障害福祉課
			⑪臓器移植対策の推進	○臓器移植対策推進事業	国保・健康増進課
			⑫感染症対策の充実・強化	○結核予防対策事業 ○感染症予防対策事業 ○肝炎対策事業 ○抗インフルエンザウイルス薬備蓄事業	医療政策課 医療政策課 医療政策課 薬務行政室
			⑬高次歯科・救急歯科医療体制の確保	○障害者歯科診療及び休日歯科診療事業	国保・健康増進課
			⑭国民健康保険制度の安定化	○国民健康保険保険給付費等交付金	国保・健康増進課
			⑮安全な医薬品等の安定供給	○薬事監視指導事業 ○薬務行政事業 ○後発医薬品使用促進事業 ○献血推進事業 ○麻薬取締事業 ○毒物劇物取締事業	薬務行政室 薬務行政室 薬務行政室 薬務行政室 薬務行政室 薬務行政室
			⑯災害時における医療等の確保	○広域災害・救急医療情報システム事業 ○災害時緊急医薬品等備蓄事業 ○原子力防災関係医薬品等備蓄事業 ○原子力災害医療対策事業 ○災害薬事コーディネーター等育成事業	医療政策課 薬務行政室 薬務行政室 医療政策課 薬務行政室
	(2)	医療・介護・福祉人材の育成・確保	①医療人材の育成・確保	○医学修学資金貸与事業 ○専門医師確保対策資金貸与事業 ○ながさき地域医療人材支援センター運営事業 ○看護職員の育成・確保事業	医療人材対策室 医療人材対策室 医療人材対策室 医療人材対策室
			②介護・福祉人材の育成・確保	○福祉人材センター運営事業 ○介護ロボット・ICT普及促進事業 ○介護職員等労働環境改善支援事業 ○福祉・介護職員等によるたんの吸引等研修事業 ●(保育士人材確保等事業 1-(1)-②) ●(子育て支援新制度関係対策費 1-(1)-②)	長寿社会課 長寿社会課 長寿社会課 障害福祉課 こども未来課 こども未来課

第3章

基本目標	施策の展開方向	施策	事業	担当課	
<p>2 一人ひとりをきめ細かく支える保健・医療・介護・福祉サービスが受けられる体制の整備を進め、安全で安心して暮らし続けることができる地域を目指します。</p>	(3)	地域包括ケアシステムの構築・充実	①長崎県版評価基準を活用した地域包括ケアシステムの構築・充実	○地域包括ケアシステム構築加速化支援事業	長寿社会課
			②地域ケア会議の推進	○介護予防・自立支援推進事業	長寿社会課
			③在宅医療・介護連携の推進	○在宅医療・介護連携体制構築支援事業	長寿社会課
				○在宅医療・多職種連携に関わる薬剤師の支援事業	薬務行政室
			④介護予防の推進	○介護予防・自立支援推進事業	長寿社会課
	⑤生活支援サービスの充実	○助け合い活動強化事業	長寿社会課		
	(4)	認知症の推進	①認知症施策の総合支援	○認知症施策等総合支援事業 ○認知症サポートセンター事業	長寿社会課 長寿社会課
			介護・福祉サービスの基盤整備等の推進	①介護サービス基盤の充実・支援	○特別養護老人ホーム等整備事業 ○地域医療介護総合確保基金事業(施設整備)
	②障害福祉サービスにおけるグループホーム・訪問系サービス等の確保・充実	○自立支援給付費 ○施設整備助成費		障害福祉課 障害福祉課	
	③障害福祉サービスの相談支援体制の充実	○サービス・相談支援者等養成研修費		障害福祉課	
	④社会福祉施設等の運営の適正化	○社会福祉施設等指導監査		監査指導課	
	(6)	健康の保持増進と生活習慣病の予防	①健康長寿の推進	○健康長寿日本一の長崎県づくり推進事業	国保・健康増進課
			②生活習慣改善の促進	○健康ながさき21推進事業	国保・健康増進課
				○特定健診受診率向上対策事業	国保・健康増進課
			③歯・口腔の健康づくりの推進	○第2次長崎県歯・口腔の健康づくり推進事業	国保・健康増進課
				○長崎県口腔保健推進事業	国保・健康増進課
	④高齢者の健康の保持増進	○国保ヘルスアップ支援事業 ○第2次長崎県歯・口腔の健康づくり推進事業	国保・健康増進課 国保・健康増進課		
	(7)	原爆被爆者等の援護	①原爆被爆者等の総合的援護対策の推進	○原爆被爆者援護事業	原爆被爆者援護課
				○長崎被爆体験者支援事業	原爆被爆者援護課
				○在外被爆者支援事業	原爆被爆者援護課
				○原爆被爆者二世健康診断委託費	原爆被爆者援護課
			②被ばく者医療による国際貢献の推進	○ヒバクシャ医療国際協力事業	原爆被爆者援護課
				③中国帰国者等の自立支援の推進	○支援ネットワーク事業
	○地域生活支援プログラム事業	原爆被爆者援護課			

基本目標	施策の展開方向	施策	事業	担当課	
3 人と人とのつながりを大切にして誰もが生きがいや役割を持って、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を目指します。	(1)	共に支え合う地域社会づくり	①包括的な相談支援体制整備	○重層的支援体制整備事業	福祉保健課
				●(妊娠・出産包括支援推進事業1-(1)-①)	こども家庭課
				●(地域包括ケアシステム構築加速化支援事業2-(3)-①)	長寿社会課
				●(サービス・相談支援者等養成研修費2-(5)-③)	障害福祉課
			●(生活困窮者自立相談支援事業3-(2)-①)	福祉保健課	
			②民生委員・児童委員の活動推進	○民生委員費	福祉保健課
			③NPO・ボランティア活動の促進	○NPOボランティア活動促進事業	県民生活環境課
				○ボランティア振興事業	県民生活環境課
			④高齢者等の見守り体制の構築	○多重的見守りネットワーク構築推進事業	長寿社会課
			⑤福祉のまちづくりの推進	○福祉のまちづくり条例施行事業	福祉保健課
	○身障者用駐車場利用証事業	福祉保健課			
	○福祉のまちづくり表彰事業	福祉保健課			
	⑥災害時の要配慮者対策の推進	○福祉避難所の指定の促進	福祉保健課		
	⑦福祉サービスの適切な利用の推進	○福祉サービスに関する苦情解決事業	福祉保健課		
		○福祉サービス第三者評価事業	福祉保健課		
	⑧地域福祉の推進	○福祉活動指導員及び事務職員設置費	福祉保健課		
	(2)	地域で安心して暮らすための支援体制づくり	①生活困窮者・ひきこもり支援	○生活困窮者自立支援事業	福祉保健課
				○生活福祉資金貸付事業	福祉保健課
				○ひきこもり対策推進事業	障害福祉課
			②居住に課題を抱える人への横断的支援	○住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の供給促進	住宅課
				○公営住宅の提供	住宅課
			③難病患者やその家族等に対する支援の充実	○指定難病対策費	国保・健康増進課
				○難病特別対策推進事業	国保・健康増進課
				○難病患者等ホームヘルパー養成研修事業	国保・健康増進課
			④精神科入院患者の地域移行の推進	○精神障害者社会参加促進事業	障害福祉課
			⑤再犯防止に向けた取組の推進	○地域生活定着支援センター運営委託事業	福祉保健課
			⑥高齢者・障害者等の権利擁護の推進	○高齢者権利擁護等推進事業	長寿社会課
				○日常生活自立支援事業	長寿社会課
○障害者差別対策事業費				障害福祉課	
○強度行動障害支援者養成研修事業				障害福祉課	
○障害者権利擁護センター運営費				障害福祉課	
⑦自殺総合対策の推進			○自殺総合対策事業	障害福祉課	
⑧依存症対策の推進			○依存症対策総合支援事業費	障害福祉課	
			○薬物乱用対策事業	業務行政室	

第3章

基本目標	施策の展開方向	施策	事業	担当課
3 人となりのつながりを大切にして、誰もが生きがいや役割を持って、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を目指します。	(3) 誰もが生きがいや役割を持って活躍できる地域づくり	①元気高齢者の活躍促進	○明るい長寿社会づくり推進機構運営事業	長寿社会課
			○元気高齢者の活躍促進事業	長寿社会課
		②高齢者の就業・社会参加促進	○老人クラブ等育成事業	長寿社会課
			○生涯現役促進支援事業	長寿社会課
		③障害福祉サービス施設利用者の自立促進	○障害者就業生活支援事業	障害福祉課
			○障害者一般就労・工賃向上支援事業	障害福祉課
		④障害者の社会参加の促進	○障害者差別対策事業費	障害福祉課
			○地域生活支援事業	障害福祉課
			○障害者スポーツ振興費	障害福祉課
			○障害者芸術文化活動普及支援事業費	障害福祉課



3 数値目標一覧表

基本目標	施策の展開方向	施策	数値目標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)	担当課
基本目標1	(1)	①	子育て世代包括支援センター設置市町数(累計)	4市町 (H30年度)	21市町 (R3年度)	こども家庭課
		②	保育所待機児童数	70人 (R1年度)	0人 (R7年度)	こども未来課
		②	放課後児童クラブ待機児童数	29人 (R1年度)	0人 (R7年度)	こども未来課
		②	ながさきファミリープログラム参加者の満足度	— (R2年度)	90%以上を維持 (R5年度)	生涯学習課
		③	私立幼稚園・私立保育所・私立幼保連携型認定こども園の耐震化率	89% (R1年度)	100% (R7年度)	こども未来課
		④	携帯電話所持の児童・生徒のフィルタリング利用率	63% (R1年度)	80% (R7年度)	こども未来課
		⑤	ココロねっこ運動登録団体数(累計)	5,953団体 (H30年度)	6,303団体 (R7年度)	こども未来課
		⑤	家庭の日ワークショップの参加者数	368人 (R1年度)	400人 (R7年度)	こども未来課
			合計特殊出生率	1.66 (R1年)	1.93 (R7年)	こども未来課
	(2)	①	児童養護施設に入所する子どもの大学等進学率	38.3% (R1年度)	45.0% (R7年度)	こども家庭課
		①	子どもの貧困対策についての計画を策定した市町数	13市町 (R1年度)	20市町 (R7年度)	こども家庭課
		②	県事業によるひとり親家庭の就職者数	59人 (R1年度)	100人 (R7年度)	こども家庭課
		②	ひとり親家庭等自立促進センターによる就職者数(母子・父子家庭)	45人 (R1年度)	75人 (R7年度)	こども家庭課
		③	児童虐待防止対策を担う市町職員の資質向上のための研修受講者数	25人 (R1年度)	26人 (R7年度)	こども家庭課
		④	社会的養護における里親等への委託措置率	17.3% (R1年度)	34.0% (R7年度)	こども家庭課
		⑤	ステップハウスでの支援を希望する世帯への対応比率	100% (R1年度)	100% (R7年度)	こども家庭課
		⑥	ペアレント・プログラム支援者数	14人 (R1年度)	24人 (R7年度)	こども家庭課
		⑦	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	30人 (R1年度)	30人 (R4年度)	障害福祉課
	基本目標2	(1)	①	離島・へき地診療所の代診医派遣要請への対応率	100% (R1年度)	100% (R7年度)
②			地域に必要な医療機能(回復期機能)の整備率	43% (R1年度)	100% (R7年度)	医療政策課
③			看取り数(死亡診断書のみを含むレセプト件数)	1,530件 (H30年度)	1,656件 (R5年度)	長寿社会課
④			2次救急医療機関数	60箇所 (R1年度)	65箇所 (R7年度)	医療政策課
⑤			乳児死亡率	2.6 (R1年)	全国平均以下 (R7年度)	医療政策課
⑥			75歳未満がん年齢調整死亡率	74.9 (R1年度)	調整中 (R7年度)	医療政策課
⑦			脳血管疾患で死亡する患者の減少(脳血管疾患の年齢調整死亡率の減少)	男性34.0 女性19.3 (H27年)	対H27年比減少 (R7年)	医療政策課
⑧			急性心筋梗塞で死亡する患者の減少(急性心筋梗塞の年齢調整死亡率の減少)	男性21.8 女性8.1 (H27年)	対H27年比減少 (R7年)	医療政策課
⑨			糖尿病性腎症による新規透析導入患者数の減少	176人 (H27年)	対H27年比減少 (R7年)	医療政策課

第3章

基本目標	施策の展開方向	施策	数値目標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)	担当課
基本目標2	(1)	⑩	精神科救急医療センターの救急受入対応率	100% (R1年度)	100% (R7年度)	障害福祉課
		⑫	集団感染発生件数(2類、3類感染症に限る)	1件 (R1年度)	0件 (R7年度)	医療政策課
		⑯	長崎県災害医療コーディネーター数	16人 (R1年度)	22人 (R7年度)	医療政策課
	(2)	①	医師確保計画において設定される医師少数区域数	1区域 (R1年度)	0区域 (R7年度)	医療人材対策室
		①	新規就業看護職員の県内就業者数	729人 (H30年度)	780人 (R7年度)	医療人材対策室
		②	介護職員数	28,172人 (H29年度)	33,012人 (R7年度)	長寿社会課
	(3)	①	地域包括ケアシステムの構築割合	84.7% (R1年度)	100% (R7年度)	長寿社会課
		②	地域ケア会議の機能が課題解決機能までにいたっている市町数	9市町 (H30年度)	21市町 (R7年度)	長寿社会課
		③	地域包括ケアシステムの構築割合	84.7% (R1年度)	100% (R7年度)	長寿社会課
		③	地域連携薬局数	— (R1年度)	124薬局 (R7年度)	薬務行政室
		④	通いの場の数	1,894箇所 (H30年度)	2,500箇所 (R7年度)	長寿社会課
		⑤	有償ボランティア等の助け合い活動として生活支援を行う団体数等	70団体 (R1年度)	330団体 (R7年度)	長寿社会課
	(4)	①	認知症サポーター、キャラバンメイト数(累計)	142,314人 (R1年度)	233,600人 (R7年度)	長寿社会課
		①	チームオレンジの整備	1市町 (R1年度)	21市町 (R7年度)	長寿社会課
	(5)	①	特別養護老人ホームの県下全体の定員に占める個室・ユニット型施設の定員の割合	40.1% (R1年度)	45.5% (R7年度)	長寿社会課
		③	相談支援専門員専門コース別研修の修了者数	— (R1年度)	120人 (R7年度)	障害福祉課
	(6)	①	健康状態の管理や生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合	63.5% (R1年度)	73.0% (R7年度)	国保・健康増進課
		②	特定健康診査受診率	46.1% (H29年度)	70.0% (R5年度)	国保・健康増進課
		③	12歳児(中1)の永久歯平均う歯数	0.91本 (R1年度)	0.70本 (R7年度)	国保・健康増進課
		③	3歳児におけるう蝕のない者の割合	80.9% (R1年度)	85%以上 (R7年度)	国保・健康増進課
	(7)	②	長崎・ヒバクシャ医療国際協会(NASHIM:ナシム)が招聘する研修生数(延べ数)	166人 (R1年度)	196人 (R7年度)	原爆被爆者援護課

基本目標	施策の展開方向	施策	数値目標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)	担当課	
基本目標 3	(1)	②	民生委員・児童委員の充足率	96% (R1年度)	100% (R7年度)	福祉保健課	
		③	市民活動団体等の数	2,993団体 (R1年度)	2,993団体以上 (R7年度)	県民生活環境課	
		④	市町の圏域を越えても対応できる見守りネットワークの構築	0市町 (R1年度)	16市町 (R7年度)	長寿社会課	
		⑥	避難行動要支援者の個別支援計画策定済み率(累計)	14% (R1年度)	100% (R6年度)	福祉保健課	
		⑦	苦情解決率	100% (R1年度)	100% (R7年度)	福祉保健課	
		⑧	地域福祉計画策定市町数	16市町 (R1年度)	21市町 (R7年度)	福祉保健課	
		(2)	①	生活困窮者自立支援事業における就労・増収率	54% (R1年度)	75% (R7年度)	福祉保健課
			②	市町単位の居住支援協議会(勉強会)の立上げ	1市町 (R1年度)	4市町 (R7年度)	住宅課
	⑤		地域生活定着支援センター支援者のうち、刑務所等出所後1年以内の再入所者数	0人 (R1年度)	0人 (R7年度)	福祉保健課	
	⑥		中核機関(権利擁護センター含む)を設置する市町数	4市 (R1年度)	21市町 (R7年度)	長寿社会課	
	⑧		薬物乱用防止教室等の開催回数	263回 (R1年度)	250回以上 (R7年度)	薬務行政室	
	(3)	①	地域活動への参加意識が向上した「すこやか長寿大学校」修了生の割合	63% (R1年度)	83% (R7年度)	長寿社会課	
		②	社会参加などについて幅広く相談できるワンストップ窓口を通じて社会参加につなげた件数	464件 (H30年度)	600件 (R7年度)	長寿社会課	
		③	障害福祉サービス事業所で福祉的就労をしている障害者の平均工賃月額	17,664円 (R1年度)	21,700円 (R7年度)	障害福祉課	



第3章

4 地域福祉支援計画施策一覧

※福祉保健総合計画の基本目標3を地域福祉支援計画として整理し、基本目標1・2から関連施策を集約しています。

基本目標	施策の展開方向	施策
3 人と人とのつながりを大切にして誰もが生きがいや役割を持つて、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を目指します。	(1) 共に支え合う地域社会づくり	①包括的な相談支援体制整備
		(1-(1)-①)妊娠・出産の支援
		(1-(1)-②)子どもや子育て家庭への支援
		②民生委員・児童委員の活動推進
		③NPO・ボランティア活動の促進
		④高齢者等の見守り体制の構築
		⑤福祉のまちづくりの推進
		⑥災害時の要配慮者対策の推進
		⑦福祉サービスの適切な利用の推進
		(2-(2)-②)介護・福祉人材の育成・確保
	(2) 地域で安心して暮らすための支援体制づくり	⑧地域福祉の推進
		①生活困窮者・ひきこもり支援
		(1-(2)-①)貧困に起因する問題を抱える子どもと親への支援
		(1-(2)-②)ひとり親家庭等の自立支援の推進
		(1-(2)-⑤)DV被害者への支援及びDV予防について
		(1-(2)-⑥)障害のある子ども等への支援
		(1-(2)-⑦)重症心身障害児等の医療的ケアが必要な障害児に対する支援
		(1-(2)-⑧)社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者等への支援
		②居住に課題を抱える人への横断的支援
		③難病患者やその家族等に対する支援の充実
		④精神科入院患者の地域移行の推進
		⑤再犯防止に向けた取組の推進
		(2-(3)-①)長崎県版評価基準を活用した地域包括ケアシステムの構築・充実
		(2-(3)-②)地域ケア会議の推進
		(2-(3)-③)在宅医療・介護連携の推進
		(2-(3)-④)介護予防の推進
		(2-(3)-⑤)生活支援サービスの充実
		(2-(4)-①)認知症施策の総合支援
	(3) 誰もが生きがいや役割を持って活躍できる地域づくり	⑥高齢者・障害者等の権利擁護の推進
		(1-(2)-③)総合的な児童虐待防止対策の推進
⑦自殺総合対策の推進		
⑧依存症対策の推進		
	①元気高齢者の活躍促進	
	②高齢者の就業・社会参加促進	
	③障害福祉サービス施設利用者の自立促進	
	④障害者の社会参加の促進	



參考資料

1 保健・医療・介護・福祉の関連計画一覧

計画名	概要	策定年度	計画期間
再犯防止推進計画	再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図ることを目的として、国や市町、関係機関等と連携を図りながら、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。	令和3年 3月	令和3年度 ～7年度
子育て条例 行動計画 (子どもの貧困 対策推進計画)	長崎県子育て条例が目指す、県民総ぐるみで、長崎県の次代を担う子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現のための取組を、総合的かつ計画的に進める施策の方向性を示すための計画です。 また、本計画は、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業支援計画、次世代育成支援対策にかかる県行動計画及び、子ども・若者育成支援にかかる県行動計画としても位置付けるとともに、本計画の第4章第3節のひとり親家庭等の自立支援の推進は、長崎県ひとり親家庭等自立促進計画としています。 なお、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく長崎県子どもの貧困対策推進計画については、子どもの貧困対策を総合的かつ計画的に進める施策の方向性を示す計画であり、本計画の個別計画として位置付けています。	令和2年 3月	令和2年度 ～6年度
DV対策基本 計画	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス。[DV])の防止及び被害者の保護を図るため、市町や関係機関、民間支援団体等と連携を図りながら、暴力のない社会の実現を目指し、計画的に取組を推進するための計画です。	令和3年 3月	令和3年度 ～7年度
社会的養育推進 計画	児童福祉法に基づき、子どもの最善の利益を念頭に、子どもの家庭養育優先原則の実現に向け、社会的養育の体制整備を推進するための計画です。	令和2年 3月	令和2年度 ～11年度
医療計画	医療法に基づき、県民に対する良質かつ適切な医療を効果的に提供する体制の確保を図るため、主要な5つの疾病、5つの医療事業及び在宅医療を中心として、本県における医療施策の基本指針を示すための計画です。	平成30年 3月	平成30年度 ～令和5年度

計画名	概要	策定年度	計画期間
感染症予防計画	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症の発生の予防とまん延の防止、感染症患者に対する適切な医療の提供、感染症の病原体等の検査・調査及び研究体制の推進と確立、人材養成、啓発や知識の普及等を積極的に進めるとともに、国、県、市町との連携と役割分担を明確にし、感染症対策を総合的に推進する計画です。	平成21年 1月	国の動向を注視しながら見直しを行う
がん対策推進計画	がん対策基本法及び国のがん対策推進基本計画に基づき、「がんによる死亡者の減少」、「がん予防・がん検診の充実」、「患者本位のがん治療の実現」、「離島地域におけるがん診療の質の向上」、「尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築」を目標とし、がん医療のほか、がん相談支援、がん登録、がん予防、早期発見等の取組を総合かつ計画的に実施するための推進計画です。	平成30年 3月	平成30年度～令和5年度
健康ながさき21【第2次】	健康寿命の延伸・生活の質の向上を目的として、県民の健康を増進し、生活習慣病の発症を予防する「一次予防」と病気を早期に発見し治療する「二次予防」を併せた、総合的な健康づくり対策を県や市町、関係団体が連携・協力して推進するための計画です。	平成25年 3月	平成25年度～令和4年度
歯なまるスマイルプランⅡ	長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例に基づき、県民の歯科疾患の発症を予防し、歯・口腔の健康の地域格差の縮小を実現するため、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に県や市町、関係団体が連携・協力して推進するための第2次計画です。	平成30年 3月	平成30年度～令和4年度
医療費適正化計画(第3期)	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、国の医療費適正化に関する施策の基本方針に則して、県民の健康の保持の推進及び医療の効率的な推進に関する目標を定め、目標の達成を通じて、結果的に医療費の伸びの抑制を図るための計画です。	平成30年 3月	平成30年度～令和5年度
老人福祉計画	老人福祉法に基づき、介護保険事業支援計画を包括し高齢者に関する政策全般にわたる計画であり、また、市町が策定する「老人福祉計画」の達成に資するため、市町が推進する高齢者福祉サービス提供に対する広域的な観点からの支援・調整を行うための計画です。	令和3年 3月	令和3年度～5年度
介護保険事業支援計画	介護保険法に基づき、市町が推進する要介護・要支援者のための介護サービス基盤づくりに対して広域的調整を行い、市町における介護保険事業の円滑な実施を支援する計画です。	令和3年 3月	令和3年度～5年度

計画名	概要	策定年度	計画期間
第4次障害者基本計画	障害者基本法に基づき、障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、自立した生活を送り、互いに優しく接し合うことができる社会環境の中で、社会を構成する一員として、共に地域を支え合い、あらゆる社会活動に参加することができる平和な共生社会の実現のため、各種施策を推進するための計画です。	平成31年 3月	平成31年度 ～令和5年度
障害福祉計画『第6期』 障害児福祉計画『第2期』	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づき、障害福祉サービス(訪問系、日中活動系、居住系)及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項や見込み量、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施のための方策、さらには、今後、県において重点的に取り組む事項を定めた計画です。 また、児童福祉法に基づき、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、これらの円滑な実施を図るための障害児福祉計画を一体的に策定した計画です。	令和3年 3月	令和3年度 ～5年度
自殺総合対策5ヵ年計画『第3期』	自殺対策基本法に基づき、国の自殺総合対策大綱を踏まえ、保健・医療・福祉・教育・労働・警察・民間団体等のさまざまな分野の機関や団体がそれぞれに役割を担い、連携して取り組んでいくための計画です。	平成29年 3月	平成29年度 ～令和3年度
アルコール健康障害対策推進計画	アルコール健康障害対策基本法に基づき、国が策定したアルコール健康障害対策推進基本計画を踏まえ、アルコール健康障害の発生から進行、再発の各段階に応じた防止対策を実施する等を基本理念に、関係機関と連携し推進するための計画です。	平成31年 3月	平成31年度 ～令和4年度
ギャンブル等依存症対策推進計画	ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、国が策定したギャンブル等依存症対策基本計画を踏まえ、ギャンブル等依存症の発生予防、進行予防、再発予防に係る対策の実施等3つの基本理念を掲げ、各関係機関と連携し、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。	令和2年 1月	令和2年度 ～4年度
食育推進計画(第4次)	食育基本法に基づき、県民の「健康で文化的な生活と豊かで活力のある社会の実現」に寄与することを目的として、多様な関係者と連携・協働しながら、食育活動をさらなる県民運動として展開し、食育の推進に関する施策を総合的に推進するための計画です。	令和3年 3月	令和3年度 ～7年度

2 長崎県福祉保健審議会 福祉保健総合計画専門分科会委員名簿

(50音順)

氏名	役職等
池田 篤	長崎県退職者連合 会長代行
今村 眞澄	公募委員
上田 光子	長崎県看護協会 副会長
小川 睦	長崎県社会福祉士会 会長
木村 伸次郎	長崎県社会福祉協議会 専務理事
木村 チヅル	長崎県立大学看護栄養学部看護学科 講師
○ 潮谷 有二	日本社会事業大学研究大学院 教授
篠崎 彰子	長崎県栄養士会 会長
◎ 釣船 崇仁	長崎県医師会 副会長
長尾 久美子	長崎女子短期大学 非常勤講師
野口 市太郎	長崎県市長会(五島市長)
野口 豊	長崎県身体障害者福祉協会連合会 副会長
古庄 剛	長崎県町村会 副会長(佐々町長)
堀 剛	長崎県薬剤師会 副会長
宮口 巖	長崎県歯科医師会 会長
山口 弘幸	公募委員
総数 16名	

(◎ 分科会長、○ 副分科会長)

3 解説用語一覧(五十音順)

ア 行

IoT	67
ICT	50
アウトリーチ	65
医師確保計画において設定される医師少数区域	50
医療型障害児入所施設	40
医療保険者	20
インセンティブ	20
う歯	62
うつ病	47
運営適正化委員会	68
疫学分析	62
SNS	33
NICU	49
NPO	03
オーラルフレイル対策	60

カ 行

介護ロボット	50
カネミ油被害者	71
キャラバンメイト	15
救急医療	11
救急歯科診療	47
救命救急センター	44
協議体	52
協働	03
グループホーム	58
ゲーム障害	33
血漿分画製剤	48
ゲノム医療	45
健康寿命	19
健康長寿日本一長崎県民会議	61
県民ボランティア活動支援センター	67
合計特殊出生率	08
高次歯科医療	43
行動経済学	20
合理的配慮	75
高齢者虐待防止・身体拘束ゼロ作戦推進会議	74
ココロねっこ運動	33
個室・ユニット型	59
子育て世代包括支援センター	34
こども・女性・障害者支援センター	38

サ 行

サーベイメーター	48
災害医療コーディネーター	48
在外被爆者	63
ジェネリック医薬品	48
指導監査	58
指定公共機関	42
指定難病	18
児童委員	22
児童発達支援	16
児童発達支援センター	39
若年性認知症	57
修学資金貸与制度	50
周産期医療	11
重症心身障害児者(医療的ケア児等)	37
就労移行支援事業所	76
障害児通所支援サービス	16
障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例	74
障害福祉サービス事業所	25
小児救急	44
消費者安全確保地域協議会	26
初期臨床研修医	49
自立相談支援機関	22
新型インフルエンザ等対策行動計画	47
新型コロナウイルス感染症	02
ステップハウス	39
生活困窮者自立支援法	70
生活支援コーディネーター	52
生活習慣病	20
生活福祉資金	72
生産年齢人口・年少人口・老年人口	08
精神科救急	42
成年後見制度	74
セーフティネット	02
全国健康福祉祭	75
臓器提供意思表示カード	47
総合周産期母子医療センター	41
相談支援専門員	59

タ行

■ ダブルケア	22
■ 地域移行	71
■ 地域医療構想	44
■ 地域共生社会	05
■ 地域ケア会議	51
■ 地域子育て支援拠点	34
■ 地域生活定着支援センター	73
■ 地域福祉支援計画	02
■ 地域包括ケアシステム	11
■ 地域包括支援センター	54
■ 地域連携児童精神医学講座	39
■ チームオレンジ	57
■ 超高齢社会	19
■ DV	37
■ DMAT	48
■ 糖尿病連携医	46
■ ドクターヘリ	44
■ 特定健康診査	21
■ 特定保健指導	21
■ 特別監査	59

ナ行

■ ながさき健康長寿メイト	61
■ 長崎県子ども・若者総合支援センター(ゆめおす)	40
■ 長崎県再犯防止推進計画	73
■ 長崎県自殺総合対策5カ年計画	74
■ 長崎県ねんりんピック	75
■ 長崎県病院企業団	43
■ 長崎県福祉保健審議会	04
■ ながさき3MYチャレンジ	61
■ ながさきファミリープログラム	35
■ 長崎・ヒバクシャ医療国際協力会(NASHIM)	64
■ 難病	18
■ ニート	37
■ 二次医療圏	11
■ 日常生活自立支援事業	74
■ 認知症サポーター	15
■ 認知症疾患医療センター	57
■ 認知症初期集中支援チーム	57
■ 認知症地域支援推進員	57
■ 妊孕性温存	45
■ 年齢調整死亡率	45
■ 脳卒中診療ネットワーク	45
■ ノーリフトケア	50

ハ行

■ 8050問題	22
■ 発達障害	16
■ 発達障害者支援センター	37
■ 歯なまるスマイルプラン	62
■ ピアサポート	73
■ P D C A サイクル	53
■ ひとり親家庭等自立促進センター事業	38
■ 避難行動要支援者	27
■ 被爆者(被ばく者、ヒバクシャ)	63
■ 病床機能の分化・連携	41
■ ファミリー・サポート・センター	34
■ ファミリーホーム	39
■ フィジカルアセスメント	53
■ フィルタリング	35
■ フォスタリング	39
■ 福祉サービス第三者評価事業	68
■ 福祉人材センター	50
■ 福祉的就労	75
■ 福祉のまちづくり条例	65
■ 福祉避難所	66
■ 不妊専門相談センター	34
■ フレイル	20
■ ペアレント・プログラム	39
■ 放課後等デイサービス	16
■ 放課後児童クラブ	32
■ 包摂的	03
■ 保護観察所	73
■ 母子・父子自立支援員	38

マ行

■ 見守りネットワーク	26
■ 民生委員	22
■ メタボリックシンドローム	21

ヤ行

■ 輸血用の血液製剤	48
■ ユニバーサルデザイン	65
■ 養介護施設	25
■ 要保護児童対策地域協議会	38
■ 幼保連携型認定こども園	33

ラ行

■ レスパイト事業	40
-----------	----

長崎県福祉保健総合計画
～ながさき‘ほっと’プラン～



福祉保健部 福祉保健課
〒850-8570 長崎市尾上町3-1
電話095-824-1111(代表)

長崎県WEB <https://www.pref.nagasaki.jp/>



 長崎県

